



鳥取県公報

平成 26 年 3 月 25 日 (火)
号外第 26 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例 (13) (財源確保推進課) 5

=====公布された条例のあらまし=====

◇鳥取県行政財産使用料条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 消費税法の一部が改正され、消費税の税率が8パーセント（現行 5パーセント）に引き上げられることに伴い、消費税が課される資産の譲渡等に係る使用料及び手数料について、増税額に相当する額の引上げを行う。
- (2) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び道路交通法施行令の一部が改正され、手数料の標準額が新たに定められたこと等に伴い、手数料の額について所要の改正を行う。
- (3) 鳥取空港への路線の維持・拡大を図るため、着陸料の減免率を引き上げるとともに、新規就航又は増便路線に対する軽減措置を設ける。

2 条例の概要

(1) 鳥取県行政財産使用料条例の一部改正

消費税が課される土地の使用に係る使用料の基準額及び建物の使用料について、増税額に相当する額の引上げを行う。

(2) 鳥取県保健所条例の一部改正

- ア 消費税が課される検査に係る使用料等について、増税額に相当する額の引上げを行う。
- イ 検査に係る使用料等の額の算定に用いる割合を条例に明記する等の所要の規定の整備を行う。

(3) 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

- ア 年金障がい診断書の交付手数料の額を1通につき5,400円（現行 5,560円）に引き下げるとともに、次に掲げる診断書の交付手数料を条例に明記する。
 - (ア) 身体障害者手帳診断書・意見書
 - (イ) 精神障害者手帳診断書
 - (ウ) 自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書
 - イ 消費税が課される使用料及び手数料について、増税額に相当する額の引上げを行う。
 - ウ その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例の一部改正
- ア 次のとおり試験に係る手数料の額を引き上げる。

区分	単位	金額	
		改正前	改正後
医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の試験			
(ア) 規格試験			
a 前処理の必要がないもの又は前処理として溶媒に溶解するもの、試薬の添加を行うもの、蒸発乾固を行うものその他これに類する程度の前処理を行うもの	1 件につき	14,430円	16,563円
b その他のもの	1 件につき	33,140円	37,571円
(イ) 成分試験			
a 前処理の必要がないもの又は前処理として溶媒に溶解するものその他これに類する程度の前処理を行うもの	1 成分につき	4,883円	5,053円
b 前処理として試薬の添加を行うもの、蒸発乾固を行うものその他これに類する程度の前処理を行うもの	1 成分につき	12,285円	13,198円
c その他のもの	1 成分につき	22,619円	23,523円

イ 医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表に掲げる検査に係る手数料を廃止する。

(5) 鳥取県都市公園条例の一部改正

- ア 消費税が課される土地の使用に係る占用料について、増税額に相当する額の引上げを行う。

イ 共架電線その他上空に設ける線類による土地の使用について、次のとおり新たに占用料を徴収する。

区分	単位	金額
非課税とされる公園施設の設置等	長さ1メートルにつき1年	6円
非課税とされる公園施設の設置等以外の設置等	長さ1メートルにつき1年	7円

(6) 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正

ア 次のとおり使用料の額を改める。

区分		単位	改正前	改正後
卸売業務施設	水産物の荷さば	生鮮水産物1箱又は20キログラムにつき	8円40銭	8円60銭
	きのための利用	加工水産物20キログラムにつき	42円	43円20銭
事務室		使用面積1平方メートルにつき1月	1,720円	1,770円
関係事業者施設用地		使用面積1平方メートルにつき1月	1,241円	993円

イ 給水施設に係る使用料を廃止する。

(7) 鳥取県国有地使用料徴収条例、鳥取県道路占用料等徴収条例、鳥取県海岸占用料等徴収条例、鳥取県流水占用料等徴収条例、鳥取県砂防指定地等管理条例及び鳥取県漁港管理条例の一部改正

消費税が課される道路、河川等の使用に係る占用料等について、増税額に相当する額の引上げを行う。

(8) 鳥取県港湾管理条例の一部改正

消費税が課される港湾施設の使用料等について、増税額に相当する額の引上げを行う。

(9) 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正

ア 他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う航空機に係る着陸料の額を、当分の間、2分の1（現行 3分の2）に軽減する。

イ アの航空機のうち、新規就航又は増便に係る路線において、航行するものに係る着陸料を、新規就航又は増便の就航の日から2年間に限り、4分の1に軽減する。

ウ 消費税が課税される空港の使用料等について、増税額に相当する額の引上げを行う。

(10) 鳥取県手数料徴収条例の一部改正

ア 筆記試験及び実技試験の全部を免除する保育士試験に係る手数料は、1件につき2,400円とする。

イ 技能検定試験の実技試験の実施に係る手数料を1件につき16,500円（現行 15,700円）を超えない範囲内の額に改める。

ウ 狩猟免許の更新手数料を2,900円（現行 2,800円）に引き上げる。

エ その他所要の規定の整備を行う。

(11) 鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正

ア 工業用水道の料金について、増税額に相当する額の引き上げを行う。

イ その他所要の規定の整備を行う。

(12) 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

施設使用料について、青年とその他の者の別を廃止し、その額を次のとおり引き上げる。

区分	単位	改正前	改正後
宿泊する場合	1人1泊につき	青年580円、その他の者880円	900円
宿泊しない場合	1人1日につき	青年290円、その他の者440円	450円

(13) 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正

展示室等の使用料について、増税額に相当する額の引上げを行う。

(14) 鳥取県警察手数料条例の一部改正

ア 駐車監視員資格者講習手数料の額を20,000円（現行 19,000円）に引き上げる。

イ 一定の病気、障害等を理由に運転免許の取消処分を受けた者に対して実施する運転免許試験については、学科試験及び技能試験を免除するとされたことから、当該試験の手数料の額を1,900円とする。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(15) 施行期日等

ア 施行期日は、平成26年4月1日とする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日とする。

(ア) (8)に関する事項 平成26年5月1日

(イ) (9)のア及びイに関する事項 平成26年3月30日

(ウ) (10)のエに関する事項 平成26年6月12日

(エ) (14)のイ及びウに関する事項 道路交通法の一部を改正する法律の施行日

イ (11)のアの改正について所要の経過措置を講ずる。

条 例

鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第13号

鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

(鳥取県行政財産使用料条例の一部改正)

第1条 鳥取県行政財産使用料条例（昭和39年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
1 略				1 略			
2 建物その他の工作物				2 建物その他の工作物			
区分		使用料		区分		使用料	
		単位	金額			単位	金額
略				略			
会議室	県庁舎講堂	1時間	<u>6,790円</u>	会議室	県庁舎講堂	1時間	<u>6,610円</u>
として 使用さ せる場 合	略			として 使用さ せる場 合	略		
略				略			
その他 の場合	県庁舎、東部 庁舎及び警察 本部庁舎	使用面積1 平方メート ルにつき1 月	<u>2,220円</u>	その他 の場合	県庁舎、東部 庁舎及び警察 本部庁舎	使用面積1 平方メート ルにつき1 月	<u>2,160円</u>
	県 庁 舎、東 部庁舎 及び警 察本部 庁舎以 外の建 物	非木造	<u>1,360円</u>		県 庁 舎、東 部庁舎 及び警 察本部 庁舎以 外の建 物	非木造	<u>1,330円</u>
		木造	<u>440円</u>			木造	<u>430円</u>
備考				備考			
1～4 略				1～4 略			
5 「基準額」とは、使用する土地の1平方メートル当たりの価格（許可の日の属する年度の前年度の初日における路線価、固定資産税評価額等を勘案して知事が別に定める額をい				5 「基準額」とは、使用する土地の1平方メートル当たりの価格（許可の日の属する年度の初日の属する年の前年分の相続税課税標準価格等を勘案して知事が別に定める額をい			

<p>う。以下同じ。)に100分の4を乗じて得た額 (土地の使用のうち消費税法(昭和63年法律 第108号)第6条第1項の規定により非課税と されるもの以外のものにあつては、使用する 土地の1平方メートル当たりの価格に<u>1万分の 432</u>を乗じて得た額)をいう。 6～9 略</p>	<p>う。以下同じ。)に100分の4を乗じて得た額 (土地の使用のうち消費税法(昭和63年法律 第108号)第6条第1項の規定により非課税と されるもの以外のものにあつては、使用する 土地の1平方メートル当たりの価格に<u>1,000分 の42</u>を乗じて得た額)をいう。 6～9 略</p>
--	--

(鳥取県保健所条例の一部改正)

第2条 鳥取県保健所条例(平成12年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料等の徴収) 第3条 次の各号に掲げる保健所の施設の利用又は保 健所において行う業務については、当該各号に定め る額の使用料又は手数料を徴収する。 (1) 平成20年厚生労働省告示第59号(診療報酬の 算定方法)別表第1医科診療報酬点数表又は別表 第2歯科診療報酬点数表(以下「点数表」とい う。)に掲げる検査 1件につき点数表により算 定した額<u>に、消費税法(昭和63年法律第108号) 第6条第1項の規定により非課税とされる検査に あつては10分の8を、それ以外の検査にあつては 1,000分の864を乗じて得た額(その額に10円未満 の端数があるときは、これを切り捨てた額)</u> (2)・(3) 略</p>	<p>(使用料等の徴収) 第3条 次の各号に掲げる保健所の施設の利用又は保 健所において行う業務については、当該各号に定め る額の使用料又は手数料を徴収する。 (1) 平成20年厚生労働省告示第59号(診療報酬の 算定方法)別表第1医科診療報酬点数表又は別表 第2歯科診療報酬点数表(以下「点数表」とい う。)に掲げる検査 1件につき点数表により算 定した額<u>(以下「療養費算定額」という。)</u>の8 割以内で知事が定める額(消費税法(昭和63年法 律第108号)第6条第1項の規定により非課税と される療養等以外の療養等にあつては、療養費算 定額に100分の105を乗じて得た額の8割以内で知 事が定める額) (2)・(3) 略</p>

(鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用の許可) <u>第3条 法令の特別の定めがある場合を除くほか、鳥 取県立社会福祉施設を利用しようとする者は、知事 (地方自治法第153条第1項の規定により知事の権 限に属する事務が委任されている場合にあつては当 該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取 県条例第5号)第14条第2項に規定する福祉保健部 長、同条例第2条の規定により設置される福祉保健 部を構成する内部組織の長又は前条の規定により設</u></p>	<p>(利用の許可) 第3条 法令の特別の定めがある場合を除くほか、鳥 取県立社会福祉施設を利用しようとする者は、知事 (地方自治法第153条第1項の規定により知事の権 限に属する事務が委任されている場合にあつては当 該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取 県条例第5号)第14条第2項に規定する福祉保健部 長、同条例第2条の規定により設置される福祉保健 部を構成する内部組織の長又は前条の規定により設</p>

<p>(指定管理者による管理) 第3条 略</p> <p>(指定管理者の管理の期間) 第4条 略</p> <p>(障害者支援施設及び養護老人ホームにおける指定管理者の選定の特例) 第5条 略</p> <p><u>(利用の許可)</u> 第6条 <u>法令の特別の定めがある場合を除くほか、鳥取県立社会福祉施設を利用しようとする者は、知事(鳥取県立鹿野かちみ園、鳥取県立鹿野第二かちみ園及び鳥取県立皆生尚寿苑にあつては、指定管理者。第11条から第13条までにおいて同じ。)</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける使用料等の徴収) 第7条 鳥取県立皆成学園(以下「皆成学園」という。)の利用については、<u>次に定める額</u>の使用料を徴収する。</p> <p>(1) <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第1項に規定する障害児通所支援に係る利用にあつては、1月につき、同法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額</u></p> <p>(2) <u>児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援に係る利用にあつては、1月につき、同法第24条の2第2項第1号に掲げる額</u></p> <p>(3) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第8項に</u></p>	<p><u>置される鳥取県立社会福祉施設の長、次条に規定する指定管理者が鳥取県立社会福祉施設の管理を行う場合にあつては当該指定管理者。以下同じ。)</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(指定管理者による管理) 第4条 略</p> <p>(指定管理者の管理の期間) 第5条 略</p> <p>(障害者支援施設及び養護老人ホームにおける指定管理者の選定の特例) 第6条 略</p> <p>(障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける使用料等の徴収) 第7条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第7項に規定する生活介護に係る鳥取県立総合療育センター(以下「総合療育センター」という。)の利用並びに同条第8項に規定する短期入所(次条において「短期入所」という。)に係る鳥取県立皆成学園(以下「皆成学園」という。)及び総合療育センターの利用については、1月につき、同法第29条第3項第1号に掲げる額</u>の使用料を徴収する。</p>
--	--

<p><u>規定する短期入所（以下「短期入所」という。）に係る利用にあつては、1月につき、障害者総合支援法第29条第3項第1号に掲げる額</u></p> <p>2 <u>鳥取県立総合療育センター（以下「総合療育センター」という。）の利用については、次に定める額の使用料を徴収する。</u></p> <p>(1) <u>児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援に係る利用（第4号に規定するものを除く。）にあつては、1月につき、同法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額</u></p> <p>(2) <u>児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援に係る利用（第4号に規定するものを除く。）にあつては、1月につき、同法第24条の2第2項第1号に掲げる額</u></p> <p>(3) <u>短期入所又は障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護に係る利用にあつては、1月につき、障害者総合支援法第29条第3項第1号に掲げる額</u></p> <p>(4) <u>健康保険法（大正11年法律第70号）その他の法律に基づく給付の対象となる医療に係る利用にあつては、同法第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準並びに健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項（同法第149条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（以下この条において「診療報酬の算定方法」という。）により算定した額。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係る利用にあつては、診療報酬の算定方法により算定した額に100分の108を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</u></p> <p>(5) <u>別表第1の左欄に掲げる利用にあつては、同表の右欄に定める額</u></p> <p>(6) <u>予防接種又は虫歯予防フッ素塗布にあつては、診療報酬の算定方法に準じて算定した額に</u></p>	<p>2 <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する障害児通所支援に係る皆成学園、総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園（以下「鳥取療育園」という。）及び鳥取県立中部療育園（以下「中部療育園」という。）の利用については、1月につき、同法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額の使用料を徴収する。</u></p>
--	--

<p><u>100分の108を乗じて得た額を勘案して規則で定める額</u></p>	
<p>3 <u>鳥取県立鳥取療育園（以下「鳥取療育園」という。）及び鳥取県立中部療育園（以下「中部療育園」という。）の利用については、次に定める額の使用料を徴収する。</u></p> <p><u>(1) 児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援に係る利用（次号に規定するものを除く。）にあつては、1月につき、同法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額</u></p> <p><u>(2) 健康保険法その他の法律に基づく給付の対象となる医療に係る利用にあつては、診療報酬の算定方法により算定した額。ただし、消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係る利用にあつては、診療報酬の算定方法により算定した額に100分の108を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</u></p> <p><u>(3) 別表第1の左欄に掲げる利用にあつては、同表の右欄に定める額</u></p> <p><u>(4) 鳥取療育園における予防接種にあつては、診療報酬の算定方法に準じて算定した額に100分の108を乗じて得た額を勘案して規則で定める額</u></p>	<p>3 <u>児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援に係る皆成学園及び総合療育センターの利用については、1月につき、同法第24条の2第2項第1号に掲げる額の使用料を徴収する。</u></p>
<p>4 <u>前3項に規定するもののほか、皆成学園、総合療育センター、鳥取療育園及び中部療育園における食事の提供その他の施設の利用（規則で定めるものに限る。）については、利用に係る実費を勘案して規則で定める額の使用料を徴収する。</u></p>	
<p>5 <u>児童福祉法第21条の6若しくは第27条第1項第3号又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項の措置による利用については、前各項の規定にかかわらず、使用料を徴収しない。</u></p>	<p>4 <u>児童福祉法第21条の6若しくは第27条第1項第3号又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項の措置による皆成学園、総合療育センター、鳥取療育園及び中部療育園の利用については、前3項の規定にかかわらず、使用料を徴収しない。</u></p> <p>5 <u>健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第64条第1項に規定する療養並びに健康保険法第85条第1項及び高齢者医療確保法第74条第1項に規定する食事療養（以下この項において「療養等」という。）に係る総合療育センター、鳥取療育園及び中部療育園の利用については、健康保険法第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者医療確保法第71条第1項に規定する療養の給付に要する費</u></p>

<p>6 略</p> <p>(使用料及び手数料の減免)</p> <p><u>第8条</u> 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料又は手数料を減免することができる。</p> <p>(障害者支援施設における利用料金)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(鳥取県立皆生尚寿苑における特定施設入居者生活介護等の利用に係る利用料金)</p> <p><u>第10条</u> 略</p>	<p>用の額の算定に関する基準（次項において「診療報酬の算定方法」という。）により算定した額並びに健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項（同法第149条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに高齢者医療確保法第74条第2項及び第75条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（以下この項において「療養費算定額」という。）によるほか、別表第1に定めるところにより使用料を徴収する。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等に係る使用料（同表に定めるものを除く。）の額は、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の範囲内で知事が定める額とする。</p> <p><u>6</u> 総合療育センター及び鳥取療育園における健康保険法第63条第1項及び高齢者医療確保法第64条第1項に規定する療養の給付（以下この項において「療養の給付」という。）の対象とならない予防接種並びに総合療育センターにおける療養の給付の対象とならない虫歯予防フッ素塗布については、診療報酬の算定方法に準じて算定した規則で定める額の使用料を徴収する。</p> <p><u>7</u> 前各項に規定するもののほか、皆成学園、総合療育センター、鳥取療育園及び中部療育園における食事の提供その他の施設の利用（規則で定めるものに限る。）については、利用に係る実費を勘案して規則で定める額の使用料を徴収する。</p> <p><u>8</u> 略</p> <p>(障害者支援施設における利用料金)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(鳥取県立皆生尚寿苑における特定施設入居者生活介護等の利用に係る利用料金)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(使用料及び手数料の減免)</p> <p><u>第10条</u> 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料又は手数料を減免することができる。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 略

(鳥取県立整肢学園使用料手数料条例等の廃止)

2 略

別表第1 (第7条関係)

区 分	金 額
健康診断	1件につき 4,640円
死体検案	1件につき 10,040円
変死体検案	1件につき 18,140円
死後処置	1件につき 4,320円
生命保険等に係る個別面談	1件につき 5,720円

別表第2 (第7条関係)

区 分	金 額
普通診断書	1通につき 2,050円
健康診断書	1通につき 2,050円
死亡診断書	1通につき 2,260円
年金障がい診断書	1通につき 5,400円
身体障害者手帳診断書・意見書	1通につき 5,400円
精神障害者手帳診断書	1通につき 5,400円
自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書	1通につき 5,400円
生命保険金受領診断書	1通につき 5,720円
死体検案書	1通につき 4,210円
変死体検案書	1通につき

附 則

(施行期日)

1 略

(鳥取県立整肢学園使用料手数料条例等の廃止)

2 略

(利用の許可に関する経過措置)

3 この条例の施行前、鳥取県立社会福祉施設の使用の許可を受けた者は、第3条の規定により許可を受けたものとみなす。

別表第1 (第7条関係)

区 分	金 額
健康診断	1件につき 4,510円
死体検案	1件につき 9,760円
変死体検案	1件につき 17,640円
死後処置	1件につき 4,200円
生命保険等に係る個別面談	1件につき 5,560円

別表第2 (第7条関係)

区 分	金 額
普通診断書	1通につき 1,990円
健康診断書	1通につき 1,990円
死亡診断書	1通につき 2,200円
恩給年金診断書	1通につき 5,560円
生命保険金受領診断書	1通につき 5,560円
死体検案書	1通につき 4,090円
変死体検案書	1通につき

	4,210円		4,090円
通院入院証明書	1 通につき 2,050円	通院入院証明書	1 通につき 1,990円
診療明細書（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条の2第1項に規定する領収証の交付に併せて同条第2項の当該費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書として交付するものを除く。）	1 通につき 430円	診療明細書（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条の2第1項に規定する領収証の交付に併せて同条第2項の当該費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書として交付するものを除く。）	1 通につき 420円
通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものに限る。）	1 通につき 2,050円	通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものに限る。）	1 通につき 1,990円
通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものを除く。）	1 通につき 1,080円	通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものを除く。）	1 通につき 1,050円
診療情報の写し	複写に要した費用を勘案して規則で定める額	診療情報の写し	半切サイズ 1 通につき 590円 B 4 サイズ 1 通につき 190円
略		略	

（鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第4条 鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例（平成14年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第2（第7条関係）			別表第2（第7条関係）		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
1 <u>医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の試験</u>			1 <u>薬品若しくは化粧品試験又は衛生材料若しくは医療用具規格試験</u>		
(1) 規格試験			(1) 規格試験		
ア 前処理の必要がないもの又は前処理として溶媒に溶解するもの、試薬の添加を行うもの、蒸発乾固を行うものその他これに類する程度の前処理を行うもの	1 件につき	<u>16,563円</u>	ア 前処理の必要がないもの又は前処理として溶媒に溶解するもの、試薬の添加を行うもの、蒸発乾固を行うものその他これに類する程度の前処理を行うもの	1 件につき	<u>14,430円</u>
イ その他のもの	1 件につき	<u>37,571円</u>	イ その他のもの	1 件につき	<u>33,140円</u>

(2) 成分試験				(2) 成分試験			
ア 前処理の必要がないもの又は前処理として溶媒に溶解するものその他これに類する程度の前処理を行うもの	1成分につき	5,053円		ア 前処理の必要がないもの又は前処理として溶媒に溶解するものその他これに類する程度の前処理を行うもの	1成分につき	4,883円	
イ 前処理として試薬の添加を行うもの、蒸発乾固を行うものその他これに類する程度の前処理を行うもの	1成分につき	13,198円		イ 前処理として試薬の添加を行うもの、蒸発乾固を行うものその他これに類する程度の前処理を行うもの	1成分につき	12,285円	
ウ その他のもの	1成分につき	23,523円		ウ その他のもの	1成分につき	22,619円	
2 ウイルス検査 分離同定検査	1種目につき	16,206円		2 ウイルス検査 分離同定検査	1種目につき	16,206円	
				3 平成20年厚生労働省告示第59号(診療報酬の算定方法)別表第1医科診療報酬点数表又は別表第2歯科診療報酬点数表(以下「点数表」という。)に掲げる検査	1件につき	点数表により算定した額(以下「療養費算定額」という。)の8割以内で知事が定める額(消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等)については、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額	

									の8割以内で知事が定める額)
<u>3</u> 略			<u>4</u> 略			<u>5</u> 略			
<u>4</u> 略									

(鳥取県都市公園条例の一部改正)

第5条 鳥取県都市公園条例(昭和54年鳥取県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後					改正前						
別表第5(第14条関係)					別表第5(第14条関係)						
区分		使用料			区分		使用料				
		単位	金額				単位	金額			
			非課税とされる公園施設の設置等	非課税とされる公園施設の設置等以外の設置等				非課税とされる公園施設の設置等	非課税とされる公園施設の設置等以外の設置等		
法第5条第1項の許可	公園施設の設置	1平方メートルにつき1年	1,050円	<u>1,134円</u>	法第5条第1項の許可	公園施設の設置	1平方メートルにつき1年	1,050円	<u>1,102円</u>		
1	公園施設の管	略	1平方メートルにつき1月	<u>1,360円</u>	1	公園施設の管	略	1平方メートルにつき1月	<u>1,330円</u>		
法第6条第1項又は第3項	電柱又は電柱の支柱若しくは支柱	1本につき1年	1,500円	<u>1,620円</u>	法第6条第1項又は第3項	電柱又は電柱の支柱若しくは支柱	1本につき1年	1,500円	<u>1,575円</u>		
	送電塔	1平方メートルにつき1年	900円	<u>972円</u>		送電塔	1平方メートルにつき1年	900円	<u>945円</u>		
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6円	<u>7円</u>							
	水道管、下	外径が0.1メートル	1メートル	75円	<u>81円</u>		水道管、下	外径が0.1メートル	1メートル	75円	<u>78円</u>

許可	水道管、ガス管その他これらに類するもの	未満のもの	つき1年			許可	水道管、ガス管その他これらに類するもの	未満のもの	つき1年		
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		110円	<u>118円</u>				110円	<u>115円</u>	
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		150円	<u>162円</u>				150円	<u>157円</u>	
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		300円	<u>324円</u>				300円	<u>315円</u>	
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		760円	<u>820円</u>				760円	<u>798円</u>	
		外径が1メートル以上のもの		1,370円	<u>1,479円</u>				1,370円	<u>1,438円</u>	
		ハンドホール又はマンホール	1個につき1年	3,370円	<u>3,639円</u>				3,370円	<u>3,538円</u>	
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	460円	<u>496円</u>		460円	<u>483円</u>				
	公衆電話所	1個につき1年	1,500円	<u>1,620円</u>		1,500円	<u>1,575円</u>				
	略					略					
標識	1本につき1年	1,500円	<u>1,620円</u>		標識	1本につき1年	1,500円	<u>1,575円</u>			
その他のもの	1平方メートルにつき1年	1,050円	<u>1,134円</u>		その他のもの	1平方メートルにつき1年	1,050円	<u>1,102円</u>			

第7条第1項	物品の販売その他の営業	略 1人につき1日	<u>410円</u>	第7条第1項	物品の販売その他の営業	略 1人につき1日	<u>400円</u>
	又第2項の許可	集会、展示会その他これらに類する催し	1平方メートルにつき1日		<u>4円</u>	は第2項の許可	集会、展示会その他これらに類する催し
備考 略				備考 略			

(鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正)

第6条 鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例(昭和39年鳥取県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第2条の2、第39条関係)				別表(第2条の2、第39条関係)			
区分	使用料			区分	使用料		
	単位	金額			単位	金額	
卸売業務施設	略			卸売業務施設	略		
利用	水産物の荷さばきのための	生鮮水産物1箱又は20キログラムにつき	<u>8円60銭</u>	利用	水産物の荷さばきのための	生鮮水産物1箱又は20キログラムにつき	<u>8円40銭</u>
		加工水産物20キログラムにつき	<u>43円20銭</u>			加工水産物20キログラムにつき	<u>42円</u>
略				略			
大型区画駐車場	1区画(42.25平方メートル)につき1月	7,100円		大型区画駐車場	1区画(42.25平方メートル)につき1月	7,100円	
略				略			
事務室	使用面積1平方メートルにつき1月	<u>1,770円</u>		事務室	使用面積1平方メートルにつき1月	<u>1,720円</u>	
略				略			
関係事業者施設用地	使用面積1平方メートルにつき1年	<u>993円</u> (消費税)		関係事業者施設用地	使用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,241円</u>	

		法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる利用以外の利用にあつては、 1,072円）			
備考 1～10 略			備考 1～10 略		11 <u>関係事業者施設用地の利用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるもの以外のものに係る1件の使用料の額は、1,303円とするものとする。</u>

（鳥取県国有地使用料徴収条例の一部改正）

第7条 鳥取県国有地使用料徴収条例（平成12年鳥取県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後								改正前									
別表（第2条関係） 1 占用料								別表（第2条関係） 1 占用料									
区分		単位	占用料				金額		区分		単位	占用料				金額	
			非課税とされる占用		非課税とされる占用以外の占用							非課税とされる占用		非課税とされる占用以外の占用			
			市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域						市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域		
工作物の設置を伴う	第1種電柱	1本	630円	530円	<u>680円</u>	<u>572円</u>			第1種電柱	1本	630円	530円	<u>661円</u>	<u>556円</u>			
	第2種電柱	き1年	970円	820円	<u>1,047円</u>	<u>885円</u>			第2種電柱	き1年	970円	820円	<u>1,018円</u>	<u>861円</u>			
	第3種電柱		1,300円	1,100円	<u>1,404円</u>	<u>1,188円</u>			第3種電柱		1,300円	1,100円	<u>1,365円</u>	<u>1,155円</u>			
	その他の柱類		56円	48円	<u>60円</u>	<u>51円</u>			その他の柱類		56円	48円	<u>58円</u>	<u>50円</u>			
塔類	広告塔	表示面積	2,000円	1,000円	<u>2,160円</u>	<u>1,080円</u>			塔類	広告塔	表示面積	2,000円	1,000円	<u>2,100円</u>	<u>1,050円</u>		

の		1平方メートルにつき1年				
	その他の塔	占用面積 1平方メートルにつき1年	1,100円	950円	<u>1,188円</u>	<u>1,026円</u>
水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	130円	110円	<u>140円</u>	<u>118円</u>
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	340円	290円	<u>367円</u>	<u>313円</u>
		外径が1メートル以上もの	670円	570円	<u>723円</u>	<u>615円</u>
標識	1本につき1年	900円	760円	<u>972円</u>	<u>820円</u>	
看板又は広告板	表示面積	2,000円	1,000円	<u>2,160円</u>	<u>1,080円</u>	

の		1平方メートルにつき1年				
	その他の塔	占用面積 1平方メートルにつき1年	1,100円	950円	<u>1,155円</u>	<u>997円</u>
水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	130円	110円	<u>136円</u>	<u>115円</u>
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	340円	290円	<u>357円</u>	<u>304円</u>
		外径が1メートル以上もの	670円	570円	<u>703円</u>	<u>598円</u>
標識	1本につき1年	900円	760円	<u>945円</u>	<u>798円</u>	
看板又は広告板	表示面積	2,000円	1,000円	<u>2,100円</u>	<u>1,050円</u>	

	1平方メートルにつき1年					
通路（橋を含む。）	占有面積1平方メートルにつき1年	110円	70円	<u>118円</u>	<u>75円</u>	
略						
建物	占有面積1平方メートルにつき1年	190円	130円	<u>205円</u>	<u>140円</u>	
その他の工作物	占有面積1平方メートルにつき1年	190円	130円	<u>205円</u>	<u>140円</u>	
工 作 物 の 設 置 を 伴 わ な い も の	耕作地	占有面積	略			
	放牧場又は魚介養殖場の殖場	占有面積1平方メートルにつき1年	90円	60円	<u>97円</u>	<u>64円</u>
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	90円	60円	<u>94円</u>	<u>63円</u>

2 採取料

区分	採取料	
	単位	金額
土砂	1立方メートルにつき	<u>108円</u>
砂利（かき込み砂利を含む。）		<u>151円</u>
栗石		<u>151円</u>
転石	1個につき	<u>108円</u> に長径が

	1平方メートルにつき1年					
通路（橋を含む。）	占有面積1平方メートルにつき1年	110円	70円	<u>115円</u>	<u>73円</u>	
略						
建物	占有面積1平方メートルにつき1年	190円	130円	<u>199円</u>	<u>136円</u>	
その他の工作物	占有面積1平方メートルにつき1年	190円	130円	<u>199円</u>	<u>136円</u>	
工 作 物 の 設 置 を 伴 わ な い も の	耕作地	占有面積	略			
	放牧場又は魚介養殖場の殖場	占有面積1平方メートルにつき1年	90円	60円	<u>94円</u>	<u>63円</u>
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	90円	60円	<u>94円</u>	<u>63円</u>

2 採取料

区分	採取料	
	単位	金額
土砂	1立方メートルにつき	<u>105円</u>
砂利（かき込み砂利を含む。）		<u>147円</u>
栗石		<u>147円</u>
転石	1個につき	<u>105円</u> に長径が

	50センチメートルを超える 20センチメートルまでごとに <u>108円</u> を加算した金額
略	略
備考 略	備考 略

(鳥取県道路占用料等徴収条例の一部改正)

第8条 鳥取県道路占用料等徴収条例(昭和28年鳥取県条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後							改正前										
別表(第2条関係)							別表(第2条関係)										
区分	単位	占用料				市の区 域	町村の 区域	区分	単位	占用料				市の区 域	町村の 区域		
		金額		非課税とされ る占用以外の 占用	非課税とされ る占用以外の 占用					金額		非課税とされ る占用以外の 占用	非課税とされ る占用以外の 占用				
		市 の 区 域	町 村 の 区 域							市 の 区 域	町 村 の 区 域					市 の 区 域	町 村 の 区 域
法第32条第1項第1号に掲げる柱類	1本につき1年	630円	530円	<u>680円</u>	<u>572円</u>			法第32条第1項第1号に掲げる柱類	1本につき1年	630円	530円	<u>661円</u>	<u>556円</u>				
		970円	820円	<u>1,047円</u>	<u>885円</u>					970円	820円	<u>1,018円</u>	<u>861円</u>				
		1,300円	1,100円	<u>1,404円</u>	<u>1,188円</u>					1,300円	1,100円	<u>1,365円</u>	<u>1,155円</u>				
		560円	480円	<u>604円</u>	<u>518円</u>					560円	480円	<u>588円</u>	<u>504円</u>				
		900円	760円	<u>972円</u>	<u>820円</u>					900円	760円	<u>945円</u>	<u>798円</u>				
		1,200円	1,000円	<u>1,296円</u>	<u>1,080円</u>					1,200円	1,000円	<u>1,260円</u>	<u>1,050円</u>				
		56円	48円	<u>60円</u>	<u>51円</u>					56円	48円	<u>58円</u>	<u>50円</u>				
工 略							工 略										
作 物	路上に設ける変圧器	1個につき1年	550円	470円	<u>594円</u>	<u>507円</u>			作 物	路上に設ける変圧器	1個につき1年	550円	470円	<u>577円</u>	<u>493円</u>		
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ	340円	290円	<u>367円</u>	<u>313円</u>				地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ	340円	290円	<u>357円</u>	<u>304円</u>		

		一ト ルに つき 1年					
	変圧塔そ の他これ に類する もの及び 公衆電話 所	1個	1,100 円	950円	<u>1,188</u> 円	<u>1,026</u> 円	
	郵便差出 箱及び信 書便差出 箱		470円	400円	<u>507円</u>	<u>432円</u>	
	広告塔	表示 面積 1平方メ ートルに つき 1年	2,000 円	1,000 円	<u>2,160</u> 円	<u>1,080</u> 円	
	その他の もの	占用 面積 1平方メ ートルに つき 1年	1,100 円	950円	<u>1,188</u> 円	<u>1,026</u> 円	
法 第 32 条 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 物	外 径 が 0.07メー トル未満 のもの	長さ 1メー ートルに つき 1年	略				
	外 径 が 0.07メー トル以上		34円	29円	<u>36円</u>	<u>31円</u>	
	外 径 が 0.1メー トル未満 のもの						
	外 径 が 0.1メー トル以上 0.15メー トル未満		51円	43円	<u>55円</u>	<u>46円</u>	

		一ト ルに つき 1年					
	変圧塔そ の他これ に類する もの及び 公衆電話 所	1個	1,100 円	950円	<u>1,155</u> 円	<u>997円</u>	
	郵便差出 箱及び信 書便差出 箱		470円	400円	<u>493円</u>	<u>420円</u>	
	広告塔	表示 面積 1平方メ ートルに つき 1年	2,000 円	1,000 円	<u>2,100</u> 円	<u>1,050</u> 円	
	その他の もの	占用 面積 1平方メ ートルに つき 1年	1,100 円	950円	<u>1,155</u> 円	<u>997円</u>	
法 第 32 条 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 物	外 径 が 0.07メー トル未満 のもの	長さ 1メー ートルに つき 1年	略				
	外 径 が 0.07メー トル以上		34円	29円	<u>35円</u>	<u>30円</u>	
	外 径 が 0.1メー トル未満 のもの						
	外 径 が 0.1メー トル以上 0.15メー トル未満		51円	43円	<u>53円</u>	<u>45円</u>	

件 の もの	外 径 が 0.15メー トル以上 0.2メー トル未満 のもの		67円	57円	<u>72円</u>	<u>61円</u>	件 の もの	外 径 が 0.15メー トル以上 0.2メー トル未満 のもの		67円	57円	<u>70円</u>	<u>59円</u>
	外 径 が 0.2メー トル以上 0.3メー トル未満 のもの		100円	86円	<u>108円</u>	<u>92円</u>		外 径 が 0.2メー トル以上 0.3メー トル未満 のもの		100円	86円	<u>105円</u>	<u>90円</u>
	外 径 が 0.3メー トル以上 0.4メー トル未満 のもの		130円	110円	<u>140円</u>	<u>118円</u>		外 径 が 0.3メー トル以上 0.4メー トル未満 のもの		130円	110円	<u>136円</u>	<u>115円</u>
	外 径 が 0.4メー トル以上 0.7メー トル未満 のもの		240円	200円	<u>259円</u>	<u>216円</u>		外 径 が 0.4メー トル以上 0.7メー トル未満 のもの		240円	200円	<u>252円</u>	<u>210円</u>
	外 径 が 0.7メー トル以上 1メー トル未満 のもの		340円	290円	<u>367円</u>	<u>313円</u>		外 径 が 0.7メー トル以上 1メー トル未満 のもの		340円	290円	<u>357円</u>	<u>304円</u>
	外径が1 メートル 以上のも の		670円	570円	<u>723円</u>	<u>615円</u>		外径が1 メートル 以上のも の		670円	570円	<u>703円</u>	<u>598円</u>
	法第32条第 1項第3号 及び第4号 に掲げる施 設	占用 面積 1平方メ ートル	1,100 円	950円	<u>1,188 円</u>	<u>1,026 円</u>		法第32条第 1項第3号 及び第4号 に掲げる施 設	占用 面積 1平方メ ートル	1,100 円	950円	<u>1,155 円</u>	<u>997円</u>
	法 第 32 条 第 1 項 第 3 号 及 び 第 4 号 の 階 数	ルに つき 1年	Aに0.004を乗 じて得た額		Aに <u>0.00432</u> を 乗じて得た額			法 第 32 条 第 1 項 第 3 号 及 び 第 4 号 の 階 数	ルに つき 1年	Aに0.004を乗 じて得た額		Aに <u>0.0042</u> を 乗じて得た額	
		Aに0.006を乗		Aに <u>0.00648</u> を				Aに0.006を乗		Aに <u>0.0063</u> を			

1 項 第 5 号 に 掲 げ る 施 設	地 下 室 の 階 数 が 3 以 上 の も の	じて得た額		乗じて得た額			
		Aに0.008を乗じて得た額		Aに <u>0.00864</u> を乗じて得た額			
	上空に設ける通路	1,000円	510円	<u>1,080円</u>	<u>550円</u>		
		600円	310円	<u>648円</u>	<u>334円</u>		
その他のもの	1,100円	950円	<u>1,188円</u>	<u>1,026円</u>			
法 第 32 条 第 1 項 第 6 号 に 掲 げ る 施 設	略		200円	100円	<u>216円</u>	<u>108円</u>	
道 路 法 施 行 令 (昭 和 27 年 政 令 第 47	看 板 (ア ー チ で あ る も の を 除 く 。	一 時 的 に 設 け る も の	表 示 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 月	200円	100円	<u>216円</u>	<u>108円</u>
		そ の 他 の も の	表 示 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き	2,000円	1,000円	<u>2,160円</u>	<u>1,080円</u>

1 項 第 5 号 に 掲 げ る 施 設	地 下 室 の 階 数 が 3 以 上 の も の	じて得た額		乗じて得た額			
		Aに0.008を乗じて得た額		Aに <u>0.0084</u> を乗じて得た額			
	上空に設ける通路	1,000円	510円	<u>1,050円</u>	<u>535円</u>		
		600円	310円	<u>630円</u>	<u>325円</u>		
その他のもの	1,100円	950円	<u>1,155円</u>	<u>997円</u>			
法 第 32 条 第 1 項 第 6 号 に 掲 げ る 施 設	略		200円	100円	<u>210円</u>	<u>105円</u>	
道 路 法 施 行 令 (昭 和 27 年 政 令 第 47	看 板 (ア ー チ で あ る も の を 除 く 。	一 時 的 に 設 け る も の	表 示 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 月	200円	100円	<u>210円</u>	<u>105円</u>
		そ の 他 の も の	表 示 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き	2,000円	1,000円	<u>2,100円</u>	<u>1,050円</u>

9) 号 。以下 「旗 政 令 」と い う 。 第 7 条 第 1 号 に 掲 げ る 物 件	標識	1年 1本 につ き1 年	900円	760円	972円	820円
	略					
	その他 のもの	1本 につ き1 月	200円	100円	216円	108円
	幕 略					
（ 政 令 第 7 条 第 4 号 に 掲 げ る 工 事 用 施 設 で あ る も の を 除 く 。）	その他 のもの	その 面積 1平 方メ ートル につ き 1月	200円	100円	216円	108円
	ア ー チ	車道 を横 断す るも の その	1基 につ き1 月	2,000 円	1,000 円	2,160 円
			1,000	510円	1,080	550円

9) 号 。以下 「旗 政 令 」と い う 。 第 7 条 第 1 号 に 掲 げ る 物 件	標識	1年 1本 につ き1 年	900円	760円	945円	798円
	略					
	その他 のもの	1本 につ き1 月	200円	100円	210円	105円
	幕 略					
（ 政 令 第 7 条 第 4 号 に 掲 げ る 工 事 用 施 設 で あ る も の を 除 く 。）	その他 のもの	その 面積 1平 方メ ートル につ き 1月	200円	100円	210円	105円
	ア ー チ	車道 を横 断す るも の その	1基 につ き1 月	2,000 円	1,000 円	2,100 円
			1,000	510円	1,050	535円

	他のもの		円	円	円	円
政令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積 1平方メートルにつき 1年	1,100円	950円	<u>1,188円</u>	<u>1,026円</u>	
政令第7条第3号に掲げる施設	方メートルにつき 1年	Aに0.025を乗じて得た額		Aに0.027を乗じて得た額		
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積 1平方メートルにつき 1月	200円	100円	<u>216円</u>	<u>108円</u>	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	1月	110円	95円	<u>118円</u>	<u>102円</u>	
政令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの その他のもの 1年	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	Aに <u>0.01512</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.01944</u> を乗じて得た額	
政令第7条第9号	建築物 その他のもの	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	Aに <u>0.01512</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.01944</u> を乗じて得た額	
		Aに0.01を乗じて	Aに0.013を乗じて	Aに <u>0.0108</u> を乗じて	Aに <u>0.01404</u> を乗じて	

	他のもの		円	円	円	円
政令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積 1平方メートルにつき 1年	1,100円	950円	<u>1,155円</u>	<u>997円</u>	
政令第7条第3号に掲げる施設	方メートルにつき 1年	Aに0.025を乗じて得た額		Aに0.02625を乗じて得た額		
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積 1平方メートルにつき 1月	200円	100円	<u>210円</u>	<u>105円</u>	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	1月	110円	95円	<u>115円</u>	<u>99円</u>	
政令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの その他のもの 1年	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	Aに <u>0.0147</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.0189</u> を乗じて得た額	
政令第7条第9号	建築物 その他のもの	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	Aに <u>0.0147</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.0189</u> を乗じて得た額	
		Aに0.01を乗じて	Aに0.013を乗じて	Aに <u>0.0105</u> を乗じて	Aに <u>0.01365</u> を乗じて	

に 掲 げ る 施 設	政 令 第 7 条 第 11 号 に 掲 げ る 応 急 仮 設 建 築 物	上 空、 ト ン ネ ル の 上 又 は 高 架 の 道 路 の 路 面 下 に 設 け る も の	得た額	て得た額	て得た額	て得た額	に 掲 げ る 施 設	政 令 第 7 条 第 11 号 に 掲 げ る 応 急 仮 設 建 築 物	上 空、 ト ン ネ ル の 上 又 は 高 架 の 道 路 の 路 面 下 に 設 け る も の	得た額	て得た額	て得た額	て得た額
			Aに0.014	Aに0.018	Aに0.01512	Aに0.01944				Aに0.014	Aに0.018	Aに0.0147	Aに0.0189
			を乗じて得た額	を乗じて得た額	を乗じて得た額	を乗じて得た額				を乗じて得た額	を乗じて得た額	を乗じて得た額	を乗じて得た額
			Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.027を乗じて得た額		Aに0.02625を乗じて得た額							
政令第7条第12号に掲げる器具	Aに0.025を乗じて得た額		Aに0.027を乗じて得た額		Aに0.025を乗じて得た額		Aに0.02625を乗じて得た額						
備考 略				備考 略									

(鳥取県海岸占用料等徴収条例の一部改正)

第9条 鳥取県海岸占用料等徴収条例（平成12年鳥取県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
1 占用料						1 占用料					
区分	単位	占用料				占用料					
		金額				金額					
		非課税とされる 占用		非課税とされる 占用以外の 占用		非課税とされる 占用		非課税とされる 占用以外の 占用			
		市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域		
工 第1種	1 本	630円	530円	<u>680円</u>	<u>572円</u>	630円	530円	<u>661円</u>	<u>556円</u>		

作 物 の 設 置 を 伴 う も の	電柱	に				
	第2種	き	970円	820円	<u>1,047</u>	<u>885円</u>
	電柱	年			円	
	第3種		1,300	1,100	<u>1,404</u>	<u>1,188</u>
	電柱		円	円	円	円
	その他		56円	48円	<u>60円</u>	<u>51円</u>
	の柱類					
塔	広告表示	面積	2,000	1,000	<u>2,160</u>	<u>1,080</u>
			円	円	円	円
類	塔	1平方メートルにつき	1年			
その他	塔	面積	1,100	950円	<u>1,188</u>	<u>1,026</u>
			円		円	円
の	塔	1平方メートルにつき	1年			
水 管 、 下 水 道 管 、 ガ ス 管 そ の 他 の 管 類	外径 が 0.4 メ ー ト ル 未 満 の も の	長さ 1メ ー ト ル に つ き 1年	130円	110円	<u>140円</u>	<u>118円</u>
			340円	290円	<u>367円</u>	<u>313円</u>
			670円	570円	<u>723円</u>	<u>615円</u>

作 物 の 設 置 を 伴 う も の	電柱	に				
	第2種	き	970円	820円	<u>1,018</u>	<u>861円</u>
	電柱	年			円	
	第3種		1,300	1,100	<u>1,365</u>	<u>1,155</u>
	電柱		円	円	円	円
	その他		56円	48円	<u>58円</u>	<u>50円</u>
	の柱類					
塔	広告表示	面積	2,000	1,000	<u>2,100</u>	<u>1,050</u>
			円	円	円	円
類	塔	1平方メートルにつき	1年			
その他	塔	面積	1,100	950円	<u>1,155</u>	<u>997円</u>
			円		円	円
の	塔	1平方メートルにつき	1年			
水 管 、 下 水 道 管 、 ガ ス 管 そ の 他 の 管 類	外径 が 0.4 メ ー ト ル 未 満 の も の	長さ 1メ ー ト ル に つ き 1年	130円	110円	<u>136円</u>	<u>115円</u>
			340円	290円	<u>357円</u>	<u>304円</u>
			670円	570円	<u>703円</u>	<u>598円</u>

	トル 以上 の もの					
標識	1本 につき 1年	900円	760円	<u>972円</u>	<u>820円</u>	
看板又は は広告 板	表示 面積 1平方 メートル につき 1年	2,000 円	1,000 円	<u>2,160 円</u>	<u>1,080 円</u>	
通路 (橋を 含む。)	占用 面積 1平方 メー ートル	110円	70円	<u>118円</u>	<u>75円</u>	
建物	ー ト	190円	130円	<u>205円</u>	<u>140円</u>	
その他 の工 作 物	ルに つき 1年	190円	130円	<u>205円</u>	<u>140円</u>	
工 作 物 の 設 置 を 伴 わ な い も の	耕作地	略				
	放牧場	略				
	又は魚 介養殖 場	略				
	貯木場	略				
その他 のもの	つき 1年	90円	60円	<u>97円</u>	<u>64円</u>	

2 土石採取料

区分	採取料	
	単位	金額
土砂	1立方メ	<u>108円</u>
砂利(かき込み 砂利を含む。)	ートルに	<u>151円</u>
	つき	<u>151円</u>
栗石		<u>151円</u>
転石	1個につ	<u>108円</u> に長径が50セン

	トル 以上 の もの					
標識	1本 につき 1年	900円	760円	<u>945円</u>	<u>798円</u>	
看板又は は広告 板	表示 面積 1平方 メートル につき 1年	2,000 円	1,000 円	<u>2,100 円</u>	<u>1,050 円</u>	
通路 (橋を 含む。)	占用 面積 1平方 メー ートル	110円	70円	<u>115円</u>	<u>73円</u>	
建物	ー ト	190円	130円	<u>199円</u>	<u>136円</u>	
その他 の工 作 物	ルに つき 1年	190円	130円	<u>199円</u>	<u>136円</u>	
工 作 物 の 設 置 を 伴 わ な い も の	耕作地	略				
	放牧場	略				
	又は魚 介養殖 場	略				
	貯木場	略				
その他 のもの	つき 1年	90円	60円	<u>94円</u>	<u>63円</u>	

2 土石採取料

区分	採取料	
	単位	金額
土砂	1立方メ	<u>105円</u>
砂利(かき込み 砂利を含む。)	ートルに	<u>147円</u>
	つき	<u>147円</u>
栗石		<u>147円</u>
転石	1個につ	<u>105円</u> に長径が50セン

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%;">き</td> <td style="width: 70%;">チメートルを超える20センチメートルまでごとに108円を加算した金額</td> </tr> </table> <p>備考 略</p>		き	チメートルを超える20センチメートルまでごとに108円を加算した金額	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%;">き</td> <td style="width: 70%;">チメートルを超える20センチメートルまでごとに105円を加算した金額</td> </tr> </table> <p>備考 略</p>		き	チメートルを超える20センチメートルまでごとに105円を加算した金額
	き	チメートルを超える20センチメートルまでごとに108円を加算した金額					
	き	チメートルを超える20センチメートルまでごとに105円を加算した金額					

(鳥取県流水占用料等徴収条例の一部改正)

第10条 鳥取県流水占用料等徴収条例（平成12年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係） 1 流水占用料				別表（第2条関係） 1 流水占用料			
区分		占用料		区分		占用料	
		単位	金額			単位	金額
発電 のた め の 流 水 占 用	揚水 式 発 電 所 以 外 の 発 電 所	1 昭和40年10月1日以降に発電（設備の点検のためにするものを除く。以下同じ。）を開始した発電所	1 発電所につき1年	1 昭和40年10月1日以降に発電（設備の点検のためにするものを除く。以下同じ。）を開始した発電所	1 発電所につき1年	次の算式により算定して得た額 {1,976円×常時理論水力+436円×（最大理論水力-常時理論水力）} × <u>1.08</u>	次の算式により算定して得た額 {1,976円×常時理論水力+436円×（最大理論水力-常時理論水力）} × <u>1.05</u>
		略		略			
		3 1の項又は2の項に掲げる発電所以外の発電所	1 発電所につき1年	次の算式により算定して得た額 {1,976円×常時理論水力+988円×（最大理論水力-常時理論水力）} × <u>1.08</u>	3 1の項又は2の項に掲げる発電所以外の発電所	1 発電所につき1年	次の算式により算定して得た額 {1,976円×常時理論水力+988円×（最大理論水力-常時理論水力）} × <u>1.05</u>
揚水式発電所		1 発電所につき1年	次の算式により算定して得た額 [{1,976円×常時理論水力+436円×（最大理論水力-常時理論水力）} × <u>0.167</u>] × <u>1.08</u>	揚水式発電所		1 発電所につき1年	次の算式により算定して得た額 [{1,976円×常時理論水力+436円×（最大理論水力-常時理論水力）} × <u>0.167</u>] × <u>1.05</u>
工業又は鉱業のための流水占用		毎秒1リットルにつき	<u>6,048円</u>	工業又は鉱業のための流水占用		毎秒1リットルにつき	<u>5,880円</u>

		1年		占用料			
区分	単位	金額					
		非課税とされる 占用		非課税とされる 占用以外の 占用			
		市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域		
工 作 物 の 設 置 を 伴 う も の	第1種 電柱	1本 につ	630円	530円	<u>680円</u>	<u>572円</u>	
	第2種 電柱	き1 年	970円	820円	<u>1,047 円</u>	<u>885円</u>	
	第3種 電柱		1,300 円	1,100 円	<u>1,404 円</u>	<u>1,188 円</u>	
	その他 の柱類		56円	48円	<u>60円</u>	<u>51円</u>	
塔 類	広告表 示面 積1 平方 メー トル につ き1 年		2,000 円	1,000 円	<u>2,160 円</u>	<u>1,080 円</u>	
	その 他の 塔	占 用 面 積 1 平 方 メ ー ト ル につ き 1 年	1,100 円	950円	<u>1,188 円</u>	<u>1,026 円</u>	
水 管 、 下 水 道 管 、 ガ ス 管 そ の 他	外径 が 0.4 メー トル につ き 未 満 1 年 の も の	長 さ 1 メ ー ト ル につ き 1 年	130円	110円	<u>140円</u>	<u>118円</u>	
	外径 が 0.4 メー		340円	290円	<u>367円</u>	<u>313円</u>	

		1年		占用料			
区分	単位	金額					
		非課税とされ る占用		非課税とされ る占用以外の 占用			
		市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域		
工 作 物 の 設 置 を 伴 う も の	第1種 電柱	1本 につ	630円	530円	<u>661円</u>	<u>556円</u>	
	第2種 電柱	き1 年	970円	820円	<u>1,018 円</u>	<u>861円</u>	
	第3種 電柱		1,300 円	1,100 円	<u>1,365 円</u>	<u>1,155 円</u>	
	その他 の柱類		56円	48円	<u>58円</u>	<u>50円</u>	
塔 類	広告表 示面 積1 平方 メー トル につ き1 年		2,000 円	1,000 円	<u>2,100 円</u>	<u>1,050 円</u>	
	その 他の 塔	占 用 面 積 1 平 方 メ ー ト ル につ き 1 年	1,100 円	950円	<u>1,155 円</u>	<u>997円</u>	
水 管 、 下 水 道 管 、 ガ ス 管 そ の 他	外径 が 0.4 メー トル につ き 未 満 1 年 の も の	長 さ 1 メ ー ト ル につ き 1 年	130円	110円	<u>136円</u>	<u>115円</u>	
	外径 が 0.4 メー		340円	290円	<u>357円</u>	<u>304円</u>	

の 他 の 管 類	トル 以上 1メ ー ト ル 未 満 の もの						
	外径 が1 メ ー ト ル 以 上 の もの	670円	570円	723円	615円		
標識	1本 につ き1 年	900円	760円	972円	820円		
看板又 は広告 板	表示 面積 1平 方メ ー ト ル に つ き 1年	2,000 円	1,000 円	2,160 円	1,080 円		
通 路 (橋を 含 む。)	占用 面積 1平 方メ ー ト ル に つ き 1年	110円	70円	118円	75円		
建物	1平 方メ ー ト ル に つ き 1年	190円	130円	205円	140円		
その他 の工作 物	1平 方メ ー ト ル に つ き 1年	190円	130円	205円	140円		
工 作 物 の 設 置 を 伴 わ ない	耕作地	略					
	放牧場 又は魚 介養殖 場 貯木場	略					
	その他 のもの 1年	90円	60円	97円	64円		
の 他 の 管 類	トル 以上 1メ ー ト ル 未 満 の もの						
	外径 が1 メ ー ト ル 以 上 の もの	670円	570円	703円	598円		
標識	1本 につ き1 年	900円	760円	945円	798円		
看板又 は広告 板	表示 面積 1平 方メ ー ト ル に つ き 1年	2,000 円	1,000 円	2,100 円	1,050 円		
通 路 (橋を 含 む。)	占用 面積 1平 方メ ー ト ル に つ き 1年	110円	70円	115円	73円		
建物	1平 方メ ー ト ル に つ き 1年	190円	130円	199円	136円		
その他 の工作 物	1平 方メ ー ト ル に つ き 1年	190円	130円	199円	136円		
工 作 物 の 設 置 を 伴 わ ない	耕作地	略					
	放牧場 又は魚 介養殖 場 貯木場	略					
	その他 のもの 1年	90円	60円	94円	63円		

<p>もの</p> <p>3 河川産出物採取料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">採取料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂</td> <td>1立方メ</td> <td style="text-align: right;">108円</td> </tr> <tr> <td>砂利（かき込み砂利を含む。）</td> <td>一トルにつき</td> <td style="text-align: right;">151円</td> </tr> <tr> <td>栗石</td> <td></td> <td style="text-align: right;">151円</td> </tr> <tr> <td>転石</td> <td>1個につき</td> <td>108円に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに108円を加算した金額</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	区分	採取料		単位	金額	土砂	1立方メ	108円	砂利（かき込み砂利を含む。）	一トルにつき	151円	栗石		151円	転石	1個につき	108円に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに108円を加算した金額	略			<p>もの</p> <p>3 河川産出物採取料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">採取料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂</td> <td>1立方メ</td> <td style="text-align: right;">105円</td> </tr> <tr> <td>砂利（かき込み砂利を含む。）</td> <td>一トルにつき</td> <td style="text-align: right;">147円</td> </tr> <tr> <td>栗石</td> <td></td> <td style="text-align: right;">147円</td> </tr> <tr> <td>転石</td> <td>1個につき</td> <td>105円に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに105円を加算した金額</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	区分	採取料		単位	金額	土砂	1立方メ	105円	砂利（かき込み砂利を含む。）	一トルにつき	147円	栗石		147円	転石	1個につき	105円に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに105円を加算した金額	略		
区分		採取料																																							
	単位	金額																																							
土砂	1立方メ	108円																																							
砂利（かき込み砂利を含む。）	一トルにつき	151円																																							
栗石		151円																																							
転石	1個につき	108円に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに108円を加算した金額																																							
略																																									
区分	採取料																																								
	単位	金額																																							
土砂	1立方メ	105円																																							
砂利（かき込み砂利を含む。）	一トルにつき	147円																																							
栗石		147円																																							
転石	1個につき	105円に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに105円を加算した金額																																							
略																																									

（鳥取県砂防指定地等管理条例の一部改正）

第11条 鳥取県砂防指定地等管理条例（平成15年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																																
<p>別表（第10条関係）</p> <p>1 採取料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">採取料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂</td> <td>1立方</td> <td style="text-align: right;">108円</td> </tr> <tr> <td>砂利（かき込み砂利を含む。）</td> <td>メートルにつき</td> <td style="text-align: right;">151円</td> </tr> <tr> <td>栗石</td> <td></td> <td style="text-align: right;">151円</td> </tr> <tr> <td>転石</td> <td>1個につき</td> <td>108円に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに108円を加算した金額</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 占用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th rowspan="3">単位</th> <th colspan="4">占用料</th> </tr> <tr> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">非課税とされる 占用</th> <th colspan="2">非課税とされる 占用以外の 占用</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>市の区 域</td> <td>町村の 区域</td> <td>市の区 域</td> <td>町村の 区域</td> </tr> </thead> </table>	区分	採取料		単位	金額	土砂	1立方	108円	砂利（かき込み砂利を含む。）	メートルにつき	151円	栗石		151円	転石	1個につき	108円に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに108円を加算した金額	略			区分	単位	占用料				金額				非課税とされる 占用		非課税とされる 占用以外の 占用				市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	<p>別表（第10条関係）</p> <p>1 採取料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">採取料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂</td> <td>1立方</td> <td style="text-align: right;">105円</td> </tr> <tr> <td>砂利（かき込み砂利を含む。）</td> <td>メートルにつき</td> <td style="text-align: right;">147円</td> </tr> <tr> <td>栗石</td> <td></td> <td style="text-align: right;">147円</td> </tr> <tr> <td>転石</td> <td>1個につき</td> <td>105円に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに105円を加算した金額</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 占用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th rowspan="3">単位</th> <th colspan="4">占用料</th> </tr> <tr> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">非課税とされる 占用</th> <th colspan="2">非課税とされる 占用以外の 占用</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>市の区 域</td> <td>町村の 区域</td> <td>市の区 域</td> <td>町村の 区域</td> </tr> </thead> </table>	区分	採取料		単位	金額	土砂	1立方	105円	砂利（かき込み砂利を含む。）	メートルにつき	147円	栗石		147円	転石	1個につき	105円に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに105円を加算した金額	略			区分	単位	占用料				金額				非課税とされる 占用		非課税とされる 占用以外の 占用				市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域
区分		採取料																																																																															
	単位	金額																																																																															
土砂	1立方	108円																																																																															
砂利（かき込み砂利を含む。）	メートルにつき	151円																																																																															
栗石		151円																																																																															
転石	1個につき	108円に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに108円を加算した金額																																																																															
略																																																																																	
区分	単位	占用料																																																																															
		金額																																																																															
		非課税とされる 占用		非課税とされる 占用以外の 占用																																																																													
		市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域																																																																												
区分	採取料																																																																																
	単位	金額																																																																															
土砂	1立方	105円																																																																															
砂利（かき込み砂利を含む。）	メートルにつき	147円																																																																															
栗石		147円																																																																															
転石	1個につき	105円に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに105円を加算した金額																																																																															
略																																																																																	
区分	単位	占用料																																																																															
		金額																																																																															
		非課税とされる 占用		非課税とされる 占用以外の 占用																																																																													
		市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域																																																																												

工 作 物 の 設 置 を 伴 う も の	第1種 電柱	1本 につ き1 年	630円	530円	<u>680円</u>	<u>572円</u>
	第2種 電柱		970円	820円	<u>1,047 円</u>	<u>885円</u>
	第3種 電柱		1,300 円	1,100 円	<u>1,404 円</u>	<u>1,188 円</u>
	その他 の柱類		56円	48円	<u>60円</u>	<u>51円</u>
塔 類	広 告 塔	表 示 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 年	2,000 円	1,000 円	<u>2,160 円</u>	<u>1,080 円</u>
	そ の 他 の 塔	占 用 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 年	1,100 円	950円	<u>1,188 円</u>	<u>1,026 円</u>
水 管 、 下 水 道 管 、 ガ ス 管 そ の 他 の 管 類	外 径 が 0.4 メ ー ト ル 未 満 の も の	長 さ 1 メ ー ト ル に つ き 1 年	130円	110円	<u>140円</u>	<u>118円</u>
	外 径 が 0.4 メ ー ト ル		340円	290円	<u>367円</u>	<u>313円</u>

工 作 物 の 設 置 を 伴 う も の	第1種 電柱	1本 につ き1 年	630円	530円	<u>661円</u>	<u>556円</u>
	第2種 電柱		970円	820円	<u>1,018 円</u>	<u>861円</u>
	第3種 電柱		1,300 円	1,100 円	<u>1,365 円</u>	<u>1,155 円</u>
	その他 の柱類		56円	48円	<u>58円</u>	<u>50円</u>
塔 類	広 告 塔	表 示 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 年	2,000 円	1,000 円	<u>2,100 円</u>	<u>1,050 円</u>
	そ の 他 の 塔	占 用 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 年	1,100 円	950円	<u>1,155 円</u>	<u>997円</u>
水 管 、 下 水 道 管 、 ガ ス 管 そ の 他 の 管 類	外 径 が 0.4 メ ー ト ル 未 満 の も の	長 さ 1 メ ー ト ル に つ き 1 年	130円	110円	<u>136円</u>	<u>115円</u>
	外 径 が 0.4 メ ー ト ル		340円	290円	<u>357円</u>	<u>304円</u>

	以上1メートル未満のもの				
	外径が1メートル以上のもの	670円	570円	<u>723円</u>	<u>615円</u>
標識	1本につき1年	900円	760円	<u>972円</u>	<u>820円</u>
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	<u>2,160円</u>	<u>1,080円</u>
通路 (橋を含む。)	占用面積1平方メートルにつき1年	110円	70円	<u>118円</u>	<u>75円</u>
	以上1メートル未満のもの				
	外径が1メートル以上のもの	670円	570円	<u>703円</u>	<u>598円</u>
標識	1本につき1年	900円	760円	<u>945円</u>	<u>798円</u>
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	<u>2,100円</u>	<u>1,050円</u>
通路 (橋を含む。)	占用面積1平方メートルにつき1年	110円	70円	<u>115円</u>	<u>73円</u>

略		190円	130円	205円	140円
その他の工作物の	占有面積1平方メートルにつき1年				
工作物の設置を伴わないもの	占有面積1平方メートルにつき1年	90円	60円	97円	64円
備考 略					

略		190円	130円	199円	136円
その他の工作物の	占有面積1平方メートルにつき1年				
工作物の設置を伴わないもの	占有面積1平方メートルにつき1年	90円	60円	94円	63円
備考 略					

(鳥取県漁港管理条例の一部改正)

第12条 鳥取県漁港管理条例(昭和34年鳥取県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1(第13条関係)					別表第1(第13条関係)				
区分	建物	占有面積1平方メートルにつき1年	占用料		建物	占有面積1平方メートルにつき1年	占用料		
			金額	金額			金額	金額	
			非課税とされる占有	非課税とされる占有以外の占有			非課税とされる占有	非課税とされる占有以外の占有	
工作物の設置を伴うもの	第1種電柱	1本につき1年	630円	<u>680円</u>	工作物の設置を伴うもの	第1種電柱	1本につき1年	630円	<u>661円</u>
	第2種電柱	年	970円	<u>1,047円</u>		第2種電柱	年	970円	<u>1,018円</u>
	第3種電柱		1,300円	<u>1,404円</u>		第3種電柱		1,300円	<u>1,365円</u>
	その他の柱類		56円	<u>60円</u>		その他の柱類		56円	<u>58円</u>
水	外径	長さ1	130円	<u>140円</u>	水	外径	長さ1	130円	<u>136円</u>

管が0.4メートル未満のもの、下水道管、ガスの管類	メートルにつき1年		
	外径が0.4メートル以上の1メートル未満のもの	340円	<u>367円</u>
	外径が1メートル以上のもの	670円	<u>723円</u>
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	<u>2,160円</u>
その他の工作物	占有面積1平方メートルにつき1年	550円	<u>594円</u>
工作物の設置を伴わないもの	占有面積1平方メートルにつき1月	45円	<u>48円</u>

備考 略

管が0.4メートル未満のもの、下水道管、ガスの管類	メートルにつき1年		
	外径が0.4メートル以上の1メートル未満のもの	340円	<u>357円</u>
	外径が1メートル以上のもの	670円	<u>703円</u>
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	<u>2,100円</u>
その他の工作物	占有面積1平方メートルにつき1年	550円	<u>577円</u>
工作物の設置を伴わないもの	占有面積1平方メートルにつき1月	45円	<u>47円</u>

備考 略

別表第2 (第16条関係)

1 土砂採取料

区分	土砂採取料	
	単位	金額
土砂	1立方メ	<u>108円</u>
砂利(かき込み 砂利を含む。)	1メートルに	<u>151円</u>
	つき	
栗石		<u>151円</u>
転石	1個につ き	<u>108円</u> に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに <u>108円</u> を加算した金額

2 占用料

区分	占用料			
	単位	金額		
		非課税とされる占用	非課税とされる占用以外の占用	
公共空地 の 設置 を 伴 う も の	建物 の 設置 を 伴 う も の	占有面積1平方メートルにつき1年	190円	<u>205円</u>
	第1種電柱	1本につき1年	630円	<u>680円</u>
	第2種電柱		970円	<u>1,047円</u>
	第3種電柱		1,300円	<u>1,404円</u>
	その他の柱類		56円	<u>60円</u>
	水管が、0.4メートル未満のもの、ガス管その	長さ1メートルにつき1年	130円	<u>140円</u>
		340円	<u>367円</u>	

別表第2 (第16条関係)

1 土砂採取料

区分	土砂採取料	
	単位	金額
土砂	1立方メ	<u>105円</u>
砂利(かき込み 砂利を含む。)	1メートルに	<u>147円</u>
	つき	
栗石		<u>147円</u>
転石	1個につ き	<u>105円</u> に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに <u>105円</u> を加算した金額

2 占用料

区分	占用料			
	単位	金額		
		非課税とされる占用	非課税とされる占用以外の占用	
公共空地 の 設置 を 伴 う も の	建物 の 設置 を 伴 う も の	占有面積1平方メートルにつき1年	190円	<u>199円</u>
	第1種電柱	1本につき1年	630円	<u>661円</u>
	第2種電柱		970円	<u>1,018円</u>
	第3種電柱		1,300円	<u>1,365円</u>
	その他の柱類		56円	<u>58円</u>
	水管が、0.4メートル未満のもの、ガス管その	長さ1メートルにつき1年	130円	<u>136円</u>
		340円	<u>357円</u>	

	の 他 の 管 類	トル 以上 1メ ートル未 満の もの				
		外径 が1 メー トル 以上 の もの	670円	<u>723円</u>		
	看板又 は広告 板	表示面 積1平 方メー トルに つき1 年	2,000円	<u>2,160円</u>		
	その他 の工作 物	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	190円	<u>205円</u>		
	工作物の設 置を伴わ ないもの	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	90円	<u>97円</u>		
水域		占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	90円	<u>97円</u>		
備考 略						
	の 他 の 管 類	トル 以上 1メ ートル未 満の もの				
		外径 が1 メー トル 以上 の もの	670円	<u>703円</u>		
	看板又 は広告 板	表示面 積1平 方メー トルに つき1 年	2,000円	<u>2,100円</u>		
	その他 の工作 物	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	190円	<u>199円</u>		
	工作物の設 置を伴わ ないもの	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	90円	<u>94円</u>		
水域		占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	90円	<u>94円</u>		
備考 略						

(鳥取県港湾管理条例の一部改正)

第13条 鳥取県港湾管理条例(昭和35年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前

別表第1（第5条関係）

1 港湾施設用地以外の港湾施設					
港湾施設の種類	区分			使用料	
	単位	金額			
岸壁及び物揚場	鳥取商港区内の7号岸壁及び物揚場以外	総トン数が5トン以上の船舶を係留するとき。	略		
			外航船舶以外の船舶	総トン数1トンにつき	係留時間が6時間以下の場合 3円24銭
					係留時間が6時間を超え12時間以下の場合 4円86銭
					係留時間が12時間を超え24時間以下の場合 6円48銭
			係留時間が24時間を超える場合	6円48銭に24時間を超える部分6時間までごとに1円62銭を加算した額	
	貨物の一時置場として使用するとき。	使用面積1平方メートルにつき使用期間（荷役の日を除く。）のうち15日までの1日		6円48銭	
		使用面積1平方メートルにつき使用期間（荷役の日を除く。）のうち15日を超える1日		8円64銭	

別表第1（第5条関係）

1 港湾施設用地以外の港湾施設					
港湾施設の種類	区分			使用料	
	単位	金額			
岸壁及び物揚場	鳥取商港区内の7号岸壁及び物揚場以外	総トン数が5トン以上の船舶を係留するとき。	略		
			外航船舶以外の船舶	総トン数1トンにつき	係留時間が6時間以下の場合 3円15銭
					係留時間が6時間を超え12時間以下の場合 4円72銭
					係留時間が12時間を超え24時間以下の場合 6円30銭
			係留時間が24時間を超える場合	6円30銭に24時間を超える部分6時間までごとに1円57銭5厘を加算した額	
	貨物の一時置場として使用するとき。	使用面積1平方メートルにつき使用期間（荷役の日を除く。）のうち15日までの1日		6円30銭	
		使用面積1平方メートルにつき使用期間（荷役の日を除く。）のうち15日を超える1日		8円40銭	

略				
略				
荷役機械		1時間につき	5,142円	
		1週間につき	230,400円	
上屋合	一般使用をする場合	使用面積1平方メートルにつき 使用期間のうち3日までの1日	11円83銭	
		使用面積1平方メートルにつき 使用期間のうち3日を超え15日までの1日	17円28銭	
		使用面積1平方メートルにつき 使用期間のうち15日を超え30日までの1日	22円63銭	
		使用面積1平方メートルにつき 使用期間のうち30日を超える1日	29円11銭	
	専用使用をする場合	使用面積1平方メートルにつき1月	464円	
野積場	未舗装の野積場を使用する場合	防塵柵 <small>じん</small> があるとき。	使用面積10平方メートルにつき1日 19円44銭	
		防塵柵 <small>じん</small> がないとき。	10円80銭	
	舗装された野積場を使用する場合	防塵柵 <small>じん</small> があるとき。	使用面積10平方メートルにつき使用期間のうち30日までの1日 30円24銭	
			使用面積10平方メートルにつき使用	41円4銭

略				
略				
荷役機械		1時間につき	5,000円	
		1週間につき	224,000円	
上屋合	一般使用をする場合	使用面積1平方メートルにつき 使用期間のうち3日までの1日	11円50銭	
		使用面積1平方メートルにつき 使用期間のうち3日を超え15日までの1日	16円80銭	
		使用面積1平方メートルにつき 使用期間のうち15日を超え30日までの1日	22円	
		使用面積1平方メートルにつき 使用期間のうち30日を超える1日	28円30銭	
	専用使用をする場合	使用面積1平方メートルにつき1月	451円	
野積場	未舗装の野積場を使用する場合	防塵柵 <small>じん</small> があるとき。	使用面積10平方メートルにつき1日 18円90銭	
		防塵柵 <small>じん</small> がないとき。	10円50銭	
	舗装された野積場を使用する場合	防塵柵 <small>じん</small> があるとき。	使用面積10平方メートルにつき使用期間のうち30日までの1日 29円40銭	
			使用面積10平方メートルにつき使用	39円90銭

			期間のうち30日を超える1日	
		防塵柵がないとき。	使用面積10平方メートルにつき使用期間のうち30日までの1日	21円60銭
			使用面積10平方メートルにつき使用期間のうち30日を超える1日	32円40銭
船舶の場合のため	知事が別に定める時間内に使用する	略	給水量1立方メートルにつき	略
		外航船舶以外の船舶	略	522円
	知事が別に定める時間外に使用する	略	略	略
		外航船舶以外の船舶	略	784円

2 港湾施設用地

区分	使用料			
	単位	金額		
		非課税とされるもの	非課税とされるもの以外のもの	
工作物を設置する場	建物	使用面積1平方メートルにつき1年	630円	680円
電柱	第1種	1本につき1年	630円	680円
電柱	第2種	1本につき1年	970円	1,047円

			期間のうち30日を超える1日	
		防塵柵がないとき。	使用面積10平方メートルにつき使用期間のうち30日までの1日	21円
			使用面積10平方メートルにつき使用期間のうち30日を超える1日	31円50銭
船舶の場合のため	知事が別に定める時間内に使用する	略	給水量1立方メートルにつき	略
		外航船舶以外の船舶	略	508円
	知事が別に定める時間外に使用する	略	略	略
		外航船舶以外の船舶	略	762円

2 港湾施設用地

区分	使用料			
	単位	金額		
		非課税とされるもの	非課税とされるもの以外のもの	
工作物を設置する場	建物	使用面積1平方メートルにつき1年	630円	661円
電柱	第1種	1本につき1年	630円	661円
電柱	第2種	1本につき1年	970円	1,018円

第3種電柱		1,300円	<u>1,404円</u>
	その他の柱類	56円	<u>60円</u>
水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が長さ1メートルにつき1年未満のもの	130円	<u>140円</u>
	外径が0.4メートル以上の1メートル未満のもの	340円	<u>367円</u>
	外径が1メートル以上のもの	670円	<u>723円</u>
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	<u>2,160円</u>
その他の工作物	使用面積1平方メートルにつき1年	630円	<u>680円</u>
工作物を設置しない場合	使用面積1平方メー	60円	<u>64円</u>
第3種電柱		1,300円	<u>1,365円</u>
	その他の柱類	56円	<u>58円</u>
水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が長さ1メートルにつき1年未満のもの	130円	<u>136円</u>
	外径が0.4メートル以上の1メートル未満のもの	340円	<u>357円</u>
	外径が1メートル以上のもの	670円	<u>703円</u>
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	<u>2,100円</u>
その他の工作物	使用面積1平方メートルにつき1年	630円	<u>661円</u>
工作物を設置しない場合	使用面積1平方メー	60円	<u>63円</u>

	トルに つき1 月		
--	-----------------	--	--

備考 略

別表第2（第12条関係）

1 占用料

区分	占用料					
	単位	金額				
		非課税とされ るもの		非課税とされ るもの以外の もの		
		市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	
工 作 物 の 設 置 を 伴 う の 塔 類	第1種 電柱	1本 につ	630円	530円	<u>680円</u>	<u>572円</u>
	第2種 電柱	き1 年	970円	820円	<u>1,047 円</u>	<u>885円</u>
	第3種 電柱		1,300 円	1,100 円	<u>1,404 円</u>	<u>1,188 円</u>
	その他 の柱類		56円	48円	<u>60円</u>	<u>51円</u>
の 塔 類	広告 塔	表示 面積 1平方メ ートルに つき 1年	2,000 円	1,000 円	<u>2,160 円</u>	<u>1,080 円</u>
	その 他の 塔類	占用 面積 1平方メ ートルに つき 1年	1,100 円	950円	<u>1,188 円</u>	<u>1,026 円</u>
水 管 、 下 水 道 管	外径 が 0.4 メー トル につ き1 年	長さ 1 メー トル 未満 のも	130円	110円	<u>140円</u>	<u>118円</u>

	トルに つき1 月		
--	-----------------	--	--

備考 略

別表第2（第12条関係）

1 占用料

区分	占用料					
	単位	金額				
		非課税とされ るもの		非課税とされ るもの以外の もの		
		市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	
工 作 物 の 設 置 を 伴 う の 塔 類	第1種 電柱	1本 につ	630円	530円	<u>661円</u>	<u>556円</u>
	第2種 電柱	き1 年	970円	820円	<u>1,018 円</u>	<u>861円</u>
	第3種 電柱		1,300 円	1,100 円	<u>1,365 円</u>	<u>1,155 円</u>
	その他 の柱類		56円	48円	<u>58円</u>	<u>50円</u>
の 塔 類	広告 塔	表示 面積 1平方メ ートルに つき 1年	2,000 円	1,000 円	<u>2,100 円</u>	<u>1,050 円</u>
	その 他の 塔類	占用 面積 1平方メ ートルに つき 1年	1,100 円	950円	<u>1,155 円</u>	<u>997円</u>
水 管 、 下 水 道 管	外径 が 0.4 メー トル につ き1 年	長さ 1 メー トル 未満 のも	130円	110円	<u>136円</u>	<u>115円</u>

、の ガス管その他 の管類	外径が0.4メートル以上の1メートル未満のもの		340円	290円	<u>367円</u>	<u>313円</u>
	外径が1メートル以上のもの		670円	570円	<u>723円</u>	<u>615円</u>
標識	1本につき1年		900円	760円	<u>972円</u>	<u>820円</u>
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年		2,000円	1,000円	<u>2,160円</u>	<u>1,080円</u>
通路（橋を含む。）	占有面積1平方メートルにつき1年		110円	70円	<u>118円</u>	<u>75円</u>
建物	1平方メートルにつき1年		190円	130円	<u>205円</u>	<u>140円</u>
その他の工作物	1年		190円	130円	<u>205円</u>	<u>140円</u>
工 作 物 の 設	耕作地	占有面積	略			
	魚介養殖場の貯木場その他	1平方メートル	90円	60円	<u>97円</u>	<u>64円</u>
、の ガス管その他 の管類	外径が0.4メートル以上の1メートル未満のもの		340円	290円	<u>357円</u>	<u>304円</u>
	外径が1メートル以上のもの		670円	570円	<u>703円</u>	<u>598円</u>
標識	1本につき1年		900円	760円	<u>945円</u>	<u>798円</u>
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年		2,000円	1,000円	<u>2,100円</u>	<u>1,050円</u>
通路（橋を含む。）	占有面積1平方メートルにつき1年		110円	70円	<u>115円</u>	<u>73円</u>
建物	1平方メートルにつき1年		190円	130円	<u>199円</u>	<u>136円</u>
その他の工作物	1年		190円	130円	<u>199円</u>	<u>136円</u>
工 作 物 の 設	耕作地	占有面積	略			
	魚介養殖場の貯木場その他	1平方メートル	90円	60円	<u>94円</u>	<u>63円</u>

<p>置のものを 伴わな ないもの</p> <p>ルにつき 1年</p> <p>2 土砂採取料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">採取料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂</td> <td>1 立方</td> <td style="text-align: right;">108円</td> </tr> <tr> <td>砂利（かき込み 砂利を含む。）</td> <td>メー トルにつ き</td> <td style="text-align: right;">151円</td> </tr> <tr> <td>栗石</td> <td>き</td> <td style="text-align: right;">151円</td> </tr> <tr> <td>転石</td> <td>1 個に つき</td> <td>108円に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに108円を加算した金額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	区分	採取料		単位	金額	土砂	1 立方	108円	砂利（かき込み 砂利を含む。）	メー トルにつ き	151円	栗石	き	151円	転石	1 個に つき	108円に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに108円を加算した金額	<p>置のものを 伴わな ないもの</p> <p>ルにつき 1年</p> <p>2 土砂採取料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">採取料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂</td> <td>1 立方</td> <td style="text-align: right;">105円</td> </tr> <tr> <td>砂利（かき込み 砂利を含む。）</td> <td>メー トルにつ き</td> <td style="text-align: right;">147円</td> </tr> <tr> <td>栗石</td> <td>き</td> <td style="text-align: right;">147円</td> </tr> <tr> <td>転石</td> <td>1 個に つき</td> <td>105円に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに105円を加算した金額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	区分	採取料		単位	金額	土砂	1 立方	105円	砂利（かき込み 砂利を含む。）	メー トルにつ き	147円	栗石	き	147円	転石	1 個に つき	105円に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに105円を加算した金額
区分		採取料																																	
	単位	金額																																	
土砂	1 立方	108円																																	
砂利（かき込み 砂利を含む。）	メー トルにつ き	151円																																	
栗石	き	151円																																	
転石	1 個に つき	108円に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに108円を加算した金額																																	
区分	採取料																																		
	単位	金額																																	
土砂	1 立方	105円																																	
砂利（かき込み 砂利を含む。）	メー トルにつ き	147円																																	
栗石	き	147円																																	
転石	1 個に つき	105円に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに105円を加算した金額																																	

（鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第14条 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う航空機に係る着陸料については、当分の間、第16条第2項中「別表第1に定める金額」とあるのは「別表第1に定める金額に<u>2分の1</u>を乗じて得た金額」とする。</p> <p>3 <u>前項に規定する航空機のうち次のいずれかに該当する路線において一定の日時により航行するものに係る着陸料については、同項の規定にかかわらず、その該当することとなった日から2年間に限り、第16条第2項中「別表第1に定める金額」とあるのは「別表第1に定める金額に4分の1を乗じて得た金額」とする。</u></p> <p><u>(1) 新たに運航を開始した路線</u></p> <p><u>(2) これまでの最大の運航回数を超えて運航回数が増加した路線</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う航空機に係る着陸料については、当分の間、第16条第2項中「別表第1に定める金額」とあるのは「別表第1に定める金額に<u>3分の2</u>を乗じて得た金額」と、「同表に定める金額」とあるのは「当該3分の2を乗じて得た金額」とする。</p>

別表第1 (第16条関係)

区 分	金額	
	免税とされる航空機	免税とされる航空機以外の航空機
着 陸 料	<p>1 ターボジェット発動機を装備する航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる金額の合計額</p> <p>(1) 航空機の重量(当該航空機の最大離陸重量をいう。以下同じ。)をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>ア 25トン以下の重量については、1トンごとに1,100円</p> <p>イ 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに1,500円</p> <p>ウ 100トンを超え200トン以下の重量については、1トンごとに1,700円</p> <p>エ 200トンを超える重量については、1トンごとに1,800円</p> <p>(2) 国際民間航空条約の附属書16に定めるところにより測定された離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値(当該騒</p>	<p>1 ターボジェット発動機を装備する航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる金額の合計額</p> <p>(1) 航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>ア 25トン以下の重量については、1トンごとに1,188円</p> <p>イ 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに1,620円</p> <p>ウ 100トンを超え200トン以下の重量については、1トンごとに1,836円</p> <p>エ 200トンを超える重量については、1トンごとに1,944円</p> <p>(2) 国際民間航空条約の附属書16に定めるところにより測定された離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値を相加平均して得た値から83を減じた値に3,672円を乗じて</p>

別表第1 (第16条関係)

区 分	金額	
	免税とされる航空機	免税とされる航空機以外の航空機
着 陸 料	<p>1 ターボジェット発動機を装備する航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる金額の合計額</p> <p>(1) 航空機の重量(当該航空機の最大離陸重量をいう。以下同じ。)をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>ア 25トン以下の重量については、1トンごとに1,100円</p> <p>イ 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに1,500円</p> <p>ウ 100トンを超え200トン以下の重量については、1トンごとに1,700円</p> <p>エ 200トンを超える重量については、1トンごとに1,800円</p> <p>(2) 国際民間航空条約の附属書16に定めるところにより測定された離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値(当該騒</p>	<p>1 ターボジェット発動機を装備する航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる金額の合計額</p> <p>(1) 航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>ア 25トン以下の重量については、1トンごとに1,155円</p> <p>イ 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに1,575円</p> <p>ウ 100トンを超え200トン以下の重量については、1トンごとに1,785円</p> <p>エ 200トンを超える重量については、1トンごとに1,890円</p> <p>(2) 国際民間航空条約の附属書16に定めるところにより測定された離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値を相加平均して得た値から83を減じた値に3,570円を乗じて</p>

	<p>音値のない航空機 には、当該航空機について、その製造国の政府機関の公表しているこれに準ずる騒音値とする。以下同じ。)を相加平均して得た値(1 EPNデシベル未満の端数があるときは、1 EPNデシベルとして計算する。以下同じ。)から83を減じた値に3,400円を乗じて得た金額</p> <p>2 その他の航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる金額</p> <p>(1) 6トン以下の航空機については、当該重量に対し1,080円</p> <p>(2) 6トンを超える航空機については、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>ア 6トン以下の重量については、当該重量に対し756円</p> <p>イ 6トンを超える重量については、1トンごとに637円</p>	<p>得た金額</p> <p>2 その他の航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる金額</p> <p>(1) 6トン以下の航空機については、当該重量に対し1,080円</p> <p>(2) 6トンを超える航空機については、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>ア 6トン以下の重量については、当該重量に対し756円</p> <p>イ 6トンを超える重量については、1トンごとに637円</p>		<p>音値のない航空機 には、当該航空機について、その製造国の政府機関の公表しているこれに準ずる騒音値とする。以下同じ。)を相加平均して得た値(1 EPNデシベル未満の端数があるときは、1 EPNデシベルとして計算する。以下同じ。)から83を減じた値に3,400円を乗じて得た金額</p> <p>2 その他の航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる金額</p> <p>(1) 6トン以下の航空機については、当該重量に対し1,000円</p> <p>(2) 6トンを超える航空機については、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>ア 6トン以下の重量については、当該重量に対し700円</p> <p>イ 6トンを超える重量については、1トンごとに590円</p>	<p>得た金額</p> <p>2 その他の航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる金額</p> <p>(1) 6トン以下の航空機については、当該重量に対し1,050円</p> <p>(2) 6トンを超える航空機については、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>ア 6トン以下の重量については、当該重量に対し735円</p> <p>イ 6トンを超える重量については、1トンごとに619円</p>
<p>停留料</p>	<p>航空機が空港内に停留する場合について、その停留時間24時間(24時間未満は、24時</p>	<p>航空機が空港内に停留する場合について、その停留時間24時間ごとに、航空機の重量を</p>	<p>停留料</p>	<p>航空機が空港内に停留する場合について、その停留時間24時間(24時間未満は、24時</p>	<p>航空機が空港内に停留する場合について、その停留時間24時間ごとに、航空機の重量を</p>

間として計算する。以下同じ。) ごとに、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額	それぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額
1 23トン以下の航空機	1 23トン以下の航空機
(1) 3トン以下の重量については、当該重量に対し810円	(1) 3トン以下の重量については、当該重量に対し874円
(2) 3トンを超え6トン以下の重量については、当該重量に対し810円	(2) 3トンを超え6トン以下の重量については、当該重量に対し874円
(3) 6トンを超え23トン以下の重量については、1トンごとに30円	(3) 6トンを超え23トン以下の重量については、1トンごとに32円
2 23トンを超える航空機	2 23トンを超える航空機
(1) 25トン以下の重量については、1トンごとに90円	(1) 25トン以下の重量については、1トンごとに97円
(2) 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに80円	(2) 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに86円
(3) 100トンを超える重量については、1トンごとに70円	(3) 100トンを超える重量については、1トンごとに75円

備考 略

別表第2 (第17条関係)

1 土地

1平方メートル当たり1年1,241円(消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる使用以外の使用にあつては、1,340円)の範囲内において使用の目的、内容、面積等を勘案して知事が定める額

2 建物その他の施設

区分	単位	金額
----	----	----

間として計算する。以下同じ。) ごとに、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額	それぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額
1 23トン以下の航空機	1 23トン以下の航空機
(1) 3トン以下の重量については、当該重量に対し810円	(1) 3トン以下の重量については、当該重量に対し850円
(2) 3トンを超え6トン以下の重量については、当該重量に対し810円	(2) 3トンを超え6トン以下の重量については、当該重量に対し850円
(3) 6トンを超え23トン以下の重量については、1トンごとに30円	(3) 6トンを超え23トン以下の重量については、1トンごとに31円
2 23トンを超える航空機	2 23トンを超える航空機
(1) 25トン以下の重量については、1トンごとに90円	(1) 25トン以下の重量については、1トンごとに94円
(2) 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに80円	(2) 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに84円
(3) 100トンを超える重量については、1トンごとに70円	(3) 100トンを超える重量については、1トンごとに73円

備考 略

別表第2 (第17条関係)

1 土地

1平方メートル当たり1年1,241円(消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる使用以外の使用にあつては、1,303円)の範囲内において使用の目的、内容、面積等を勘案して知事が定める額

2 建物その他の施設

区分	単位	金額
----	----	----

航空機への乗降に係る施設	出発時	1時間につき	10,530円	
	到着時		12,730円	
特別待合室	空港の旅客ターミナル施設としての利用	全室1時間につき	5,400円	
		2分の1室1時間につき	3,240円	
	その他の利用	国際交流のための利用	全室1時間につき	2,700円
			2分の1室1時間につき	1,620円
	その他の利用	その他の利用	全室1時間につき	5,400円
			2分の1室1時間につき	3,240円
略				
その他の施設	月を単位として使用する場合	使用面積1平方メートル1月につき	1,360円	
略				
備考 略				

航空機への乗降に係る施設	出発時	1時間につき	10,450円	
	到着時		12,650円	
特別待合室	空港の旅客ターミナル施設としての利用	全室1時間につき	5,250円	
		2分の1室1時間につき	3,150円	
	その他の利用	国際交流のための利用	全室1時間につき	2,630円
			2分の1室1時間につき	1,580円
	その他の利用	その他の利用	全室1時間につき	5,250円
			2分の1室1時間につき	3,150円
略				
その他の施設	月を単位として使用する場合	使用面積1平方メートル1月につき	1,330円	
略				
備考 略				

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第15条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の実施 <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>ア <u>筆記試験及び実技試験の全部を免除するもの</u> <u>1件につき2,400円</u></p> <p>イ <u>その他のもの</u> <u>1件につき12,700円</u></p> <p>(16)～(50) 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の実施 <u>1件につき12,700円</u></p> <p>(16)～(50) 略</p>

(51) 薬事法第4条第4項の規定に基づく薬局の開
設の許可の更新 1件につき11,000円

(52)・(53) 略

(54) 略

(55) 薬事法第36条の8第1項(同法第83条第1項
の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
の規定に基づく登録販売者試験又は動物用医薬品
登録販売者試験の実施 1件につき14,000円

(55の2) 前号に規定する登録販売者試験若しくは
動物用医薬品登録販売者試験に合格した者又は薬
事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69
号)附則第7条第1項(同条第2項の規定により
読み替えて適用する場合を含む。)の規定により
登録販売者試験若しくは動物用医薬品登録販売者
試験に合格した者とみなされる者であることを証
する書類の再交付 1件につき650円

(55の3) 薬事法第36条の8第2項(同法第83条第
1項の規定により読み替えて適用する場合を含
む。)の規定に基づく販売従事登録 1件につき
7,100円

(55の4)・(55の5) 略

(55の6) 薬事法施行令(昭和36年政令第11号)第
80条の規定により処理することとされている薬事
法第12条第1項の規定に基づく医薬品等の製造販
売業の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、
それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 医薬品の製造販売業	
(1)・(2) 略	略
(3) 薬事法施行令第3条 第3号に規定する薬局製 造販売医薬品(以下「薬 局製造販売医薬品」とい う。)を製造販売するも の(以下「薬局製造販売	略

(51) 薬事法第4条第2項の規定に基づく薬局の開
設の許可の更新 1件につき11,000円

(52)・(53) 略

(54) 削除

(55) 略

(55の2) 薬事法第36条の4第1項の規定に基づく
一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとする
者がそれに必要な資質を有することを確認するた
めの試験の実施 1件につき14,000円

(55の3) 薬事法第36条の4第2項の規定に基づく
一般用医薬品の販売又は授与に従事する者の登録
1件につき7,100円

(55の4)・(55の5) 略

(55の6) 薬事法第83条第1項の規定により読み替
えて適用される同法第36条の4第1項の規定に基
づく動物用医薬品の販売又は授与に従事しよう
とする者がそれに必要な資質を有することを確認す
るための試験の実施 1件につき14,000円

(55の7) 薬事法第83条第1項の規定により読み替
えて適用される同法第36条の4第2項の規定に基
づく動物用医薬品の販売又は授与に従事する者の
登録 1件につき7,100円

(55の8) 薬事法施行令(昭和36年政令第11号)第
80条の規定により処理することとされている薬事
法第12条第1項の規定に基づく医薬品等の製造販
売業の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、
それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 医薬品の製造販売業	
(1)・(2) 略	略
(3) 薬事法施行令第3条 第3号に規定する薬局製 造販売医薬品を製造販売 するもの(以下「薬局製 造販売業」という。)	略

業」という。) 2～4 略	略	2～4 略	略
(55の7) 略 (56)～(64) 略 (65) 薬事法施行令第45条第1項の規定に基づく薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の書換交付 1につき2,000円		(55の9) 略 (56)～(64) 略 (65) 薬事法施行令第45条第1項の規定に基づく薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の書換交付(薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成21年政令第2号。以下この号及び次号において「整備令」という。)附則第3条の規定によりなお効力を有することとされる整備令第1条の規定による改正前の薬事法施行令(次号において「旧令」という。)第45条第1項の規定に基づく書換交付を含む。) 1件につき2,000円	
(66) 薬事法施行令第46条第1項の規定に基づく薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の再交付 1件につき2,900円		(66) 薬事法施行令第46条第1項の規定に基づく薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の再交付(整備令附則第3条の規定によりなお効力を有することとされる旧令第46条第1項の規定に基づく再交付を含む。) 1件につき2,900円	
		(66の2) 薬事法施行規則第159条の7第2項第1号に規定する登録販売者試験に合格したことを証する書類(薬事法施行規則の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第9号)附則第3条の規定が適用される場合にあつては、薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号)第1条の規定による改正前の薬事法(第66号の5において「旧薬事法」という。)第28条第1項の許可を受けていることを証する書類)の交付(薬事法施行規則第159条の6の規定による通知と併せて行う当該書類の交付を除く。) 1件につき650円	
(66の2) 略		(66の3) 略	
(66の3) 略		(66の4) 略	
		(66の5) 動物用医薬品等取締規則(平成16年農林水産省令第107号)第115条の8第2項第1号に規定する動物用医薬品登録販売者試験に合格したことを証する書類(動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令(平成21年農林水産省令第8号)附則第14条の規定が適用される場合にあつては、旧薬事法第28条第1項の許可を受けていることを証する書類)の交付(動物用医薬品等取締規則第115条の7の規定による通知と併せて行う当該書類の交付を除く。) 1件につき650円	
(66の4) 動物用医薬品等取締規則(平成16年農林		(66の6) 動物用医薬品等取締規則第115条の12の	

<p>水産省令第107号) 第115条の12の規定に基づく販売従事登録証の書換え交付 1件につき2,000円</p> <p>(66の5) 略</p> <p>(66の6) 略</p> <p>(67)～(199) 略</p> <p>(200) 職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号) 第3条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 実技試験 1件につき<u>16,500円</u>を超えない範囲内で知事が別に定める額</p> <p>イ 略</p> <p>(201)～(234) 略</p> <p>(235) 鳥獣保護法第51条第3項の規定に基づく狩猟免許の更新 1件につき<u>2,900円</u></p> <p>(236)～(238) 略</p> <p>2 略</p>	<p>規定に基づく販売従事登録証の書換え交付 1件につき2,000円</p> <p>(66の7) 略</p> <p>(66の8) 略</p> <p>(67)～(199) 略</p> <p>(200) 職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号) 第3条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 実技試験 1件につき<u>15,700円</u>を超えない範囲内で知事が別に定める額</p> <p>イ 略</p> <p>(201)～(234) 略</p> <p>(235) 鳥獣保護法第51条第3項の規定に基づく狩猟免許の更新 1件につき<u>2,800円</u></p> <p>(236)～(238) 略</p> <p>2 略</p>
---	---

(鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第16条 鳥取県営企業の設置等に関する条例(昭和41年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(料金)</p> <p>第7条 工業用水道の利用については、別表に定める金額に<u>100分の108</u>を乗じて得た金額の料金を徴収する。</p> <p>(罰則)</p> <p>第9条 略</p>	<p>(料金)</p> <p>第7条 工業用水道の利用については、別表に定める金額に<u>100分の105</u>を乗じて得た金額の料金を徴収する。</p> <p>(罰則)</p> <p>第9条 略</p> <p><u>(資本剰余金)</u></p> <p><u>第9条の2 県営企業において資本的支出に充てるために補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件(以下「補助金等」という。)の交付を受けたときは、当該補助金等の額に相当する金額を資本剰余金として積み立てるものとする。</u></p> <p><u>2 補助金等により取得した固定資産で知事が定めるところにより減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、資本剰余金を取り崩して当該損失を埋めることができる。</u></p>

(鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第17条 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和52年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第6条関係） 1 施設使用料			別表（第6条関係） 1 施設使用料		
区分	金額		区分	金額	
	宿泊する場合	宿泊しない場合		宿泊する場合	宿泊しない場合
一般人	1人1泊につき 900円	1人1日につき 450円	一般人 青年	1人1泊につき 580円	1人1日につき 290円
			その 他の 者	1人1泊につき 880円	1人1日につき 440円
2 略			2 略		
			備考 この表において「青年」とは、満15歳以上満25歳未満の者（中学校及び高等学校の生徒並びに学生を除く。）及び青年団その他教育委員会が定める団体が利用する場合における当該団体の構成員をいう。		

（鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第18条 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年鳥取県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第10条関係） 1・2 略 3 展示室等使用料			別表（第10条関係） 1・2 略 3 展示室等使用料		
区分	金額		区分	金額	
第1展示室	1日につき	<u>22,140円</u>	第1展示室	1日につき	<u>21,520円</u>
	半日につき	<u>11,070円</u>		半日につき	<u>10,760円</u>
第2展示室	1日につき	<u>22,140円</u>	第2展示室	1日につき	<u>21,520円</u>
	半日につき	<u>11,070円</u>		半日につき	<u>10,760円</u>
第3展示室	1日につき	<u>17,280円</u>	第3展示室	1日につき	<u>16,800円</u>
	半日につき	<u>8,640円</u>		半日につき	<u>8,400円</u>
講堂	1日につき	<u>8,840円</u>	講堂	1日につき	<u>8,600円</u>
	半日につき	<u>4,420円</u>		半日につき	<u>4,300円</u>
会議室	1時間につき	<u>450円</u>	会議室	1時間につき	<u>440円</u>
備考			備考		
1 略			1 略		
2 午後5時を超えて展示室又は講堂を利用するときは、この表に定める使用料の額に次の表の			2 午後5時を超えて展示室又は講堂を利用するときは、この表に定める使用料の額に、1時間		

左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる額の使用料を加算する。この場合において、利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

区分	金額
第1展示室	1時間につき <u>2,760円</u>
第2展示室	1時間につき <u>2,760円</u>
第3展示室	1時間につき <u>2,160円</u>
講堂	1時間につき <u>1,100円</u>

3 略

につき次の表の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる額の使用料を加算する。この場合において、利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

区分	金額
第1展示室	1時間につき <u>2,690円</u>
第2展示室	1時間につき <u>2,690円</u>
第3展示室	1時間につき <u>2,100円</u>
講堂	1時間につき <u>1,070円</u>

3 略

(鳥取県警察手数料条例の一部改正)

第19条 鳥取県警察手数料条例(平成12年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(31の4) 略</p> <p>(31の5) 道路交通法第51条の13第1項第1号イの規定に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習の実施 1件につき<u>20,000円</u></p> <p>(31の6)～(33) 略</p> <p>(34) 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施 次の表の左欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</td> <td>1件につき1,900円</td> </tr> <tr> <td>(3) 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>2 普通自動車免許に係る試験</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受け</td> <td>1件につき1,900円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験		(1) 略	略	(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき1,900円	(3) 略	略	2 普通自動車免許に係る試験		(1) 略	略	(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受け	1件につき1,900円	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(31の4) 略</p> <p>(31の5) 道路交通法第51条の13第1項第1号イの規定に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習の実施 1件につき<u>19,000円</u></p> <p>(31の6)～(33) 略</p> <p>(34) 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施 次の表の左欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</td> <td>1件につき1,900円</td> </tr> <tr> <td>(3) 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>2 普通自動車免許に係る試験</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</td> <td>1件につき1,900円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験		(1) 略	略	(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき1,900円	(3) 略	略	2 普通自動車免許に係る試験		(1) 略	略	(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき1,900円
区分	金額																																
1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験																																	
(1) 略	略																																
(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき1,900円																																
(3) 略	略																																
2 普通自動車免許に係る試験																																	
(1) 略	略																																
(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受け	1件につき1,900円																																
区分	金額																																
1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験																																	
(1) 略	略																																
(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき1,900円																																
(3) 略	略																																
2 普通自動車免許に係る試験																																	
(1) 略	略																																
(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき1,900円																																

<p>る場合</p> <p>(3) 略</p> <p>3 特定第1種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽引第2種免許に係る試験</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>(3) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る試験</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>(3) 略</p> <p>6 略</p>	<p>略</p> <p>略</p> <p>1件につき1,900円</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p>	<p>(3) 略</p> <p>3 特定第1種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽引第2種免許に係る試験</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>(3) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る試験</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>(3) 略</p> <p>6 略</p>	<p>略</p> <p>略</p> <p>1件につき1,900円</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p>
<p>(34の2) 道路交通法第89条第3項の規定に基づく検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(35)～(70) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(34の2) 道路交通法第89条第2項の規定に基づく検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(35)～(70) 略</p> <p>2 略</p>		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第13条の規定 平成26年5月1日

(2) 第14条（鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の改正規定を除く。）の規定 平成26年3月30日

(3) 第15条（鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第15号、第200号及び第235号の改正規定を除く。）の規定 平成26年6月12日

(4) 第19条（鳥取県警察手数料条例第2条第1項第31号の5の改正規定を除く。）の規定 道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）の施行の日

(鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日前から継続して供給している工業用水道の利用に係る料金で同日から平成26年4月30日までの間に支払を受ける権利が確定するものについては、第16条の規定による改正後の鳥取県営企業の設置等に関する条例第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。